

**第 2 号**

**(12月4日)**

令和7年

熊本県議会11月定例会会議録

第2号

令和7年12月4日(木曜日)

議事日程 第2号

令和7年12月4日(木曜日)午前10時開会

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(47人)

星野愛斗君  
 高井千歳さん  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉蔦ミカさん  
 立山大二朗君  
 斎藤陽子さん  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 堤泰之君  
 南部隼平君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君  
 荒川知章君  
 城戸淳君  
 西村尚武君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君

中村亮彦君  
 増永慎一郎君  
 前田憲秀君  
 高島和男君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西聖一君  
 山口裕君  
 渕上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 木村敬君  
 副知事 竹内信義君

副 知 事 亀 崎 直 隆 君  
知 事 公 室 長 深 川 元 樹 君  
総 務 部 長 千 田 真 寿 君  
企 画 振 興 部 長 富 永 隼 行 君  
理 事 阪 本 清 貴 君  
理 事 府 高 隆 君  
健 康 福 祉 部 長 下 山 薫 さん  
環 境 生 活 部 長 清 田 克 弘 君  
商 工 労 働 部 長 上 田 哲 也 君  
観 光 文 化 部 長 脇 俊 也 君  
農 林 水 産 部 長 中 島 豪 君  
理 事 間 宮 将 大 君  
土 木 部 長 菰 田 武 志 君  
会 計 管 理 者 野 中 眞 治 君  
企 業 局 長 久 原 美 樹 子 さん  
病 院 事 業  
管 理 者 兼  
職 務 代 理 者 鋤 本 亮 太 君  
教 育 長 越 猪 浩 樹 君  
警 察 本 部 長 佐 藤 昭 一 君  
人 事 委 員 会  
事 務 局 長 城 内 智 昭 君  
監 査 委 員 小 原 雅 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長 鈴 和 幸  
議 事 課 長 下 崎 浩 一  
議 事 課 長 補 佐 岡 部 康 夫

午前10時開議

○議長(高野洋介君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(高野洋介君) 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

松田三郎君。

〔松田三郎君登壇〕(拍手)

○松田三郎君 皆様、おはようございます。自由民主党・球磨郡区・松田三郎でございます。

11月定例会の一般質問のトップバッターでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

いよいよ今年も12月に入りました。そろそろ皆様も1年を振り返る、そういう時期ではないかと思っております。議員各位におかれましては、この1年いかがだったでしょうか。また、県執行部の皆様も同じ状況かと思ひますが、とりわけ知事におかれましては、今年、メディアの露出度も非常に多くなって、非常に忙しい1年を過ごされたのかなと推察をいたしております。

高市総理は、総裁就任後、あのような発言がありまして、流行語大賞も獲得されたそうでございますが、それはそれとして、どうか知事、休めるときにはしっかり休む、そして健康には今まで以上に留意をされて年末年始をお過ごしいただきたいと思ひますが、後ほど触れますが、なかなかそういう状況でもないのかなと思っております。同情しつつ、休むことも仕事でございますので、冒頭お願ひを申し上げます。

それでは質問に入りたいと思ひますが、まず初めに、令和8年度予算編成に向けた知事の思ひについて質問いたします。

今年6月に県が公表した中期的な財政収支の試算によりますと、8年度からの5年間、毎年度69億円から201億円の財源不足が生じる結果となっております。

これは、昨年12月に策定したくまもと新時代共創基本方針で目指すこどもまんなか熊本の実現や半導体関連産業の集積促進に伴う必要な取組のほか、熊本地震、令和2年7月豪雨、国土強靱化の県債償還の本格化、公共施設等の老朽化対策など、必要不可欠な歳出の増加が背景にあると言えるでしょう。

財源不足を解消し、熊本地震や令和2年7月豪雨などの過去の大災害からの復旧、復興を進めながら、くまもと新時代共創基本方針で目指す県勢発展に向けた必要な取組を推進していくためには、これまで以上に、真に必要な事業への選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドが必要となってくると思われます。

以上を前提にして、1、熊本地震、令和2年7月豪雨からの復旧、復興に加え、令和7年8月豪雨からの復旧、復興を最優先とする、2、くまもと新時代共創基本方針の下実施する取組については、その必要性、緊急性を精査し、真に必要な事業への選択と集中を徹底する、3、令和8年度の大まかな収支見通しや中期試算で明らかとなった8年度以降将来にわたる財源不足の解消に向け、一般行政経費や投資的経費にシーリングを設定の上、歳入歳出の見直しを徹底する、以上が令和8年度予算の編成方針についての基本的な考えであり、木村知事が異例の訓示をなさったそうであります。

大まかな収支見通しは、中期的な財政収支の試算で見込んだ8年度の収支見通しを基に、8年度地方財政収支の仮試算を踏まえ、推計したものであります。

それによりますと、歳入8,254億円、歳出8,777億円、523億円のマイナス。これに財源活用可能額404億円を加えても、要調整額はマイナス119億円となります。

仮に50億円程度と想定される財政調整用4基金を全て活用するとしても、なお69億円の財源不足が生じる結果となります。

以上より、予算編成においては、これまで以上に、真に必要な事業への選択と集中を一層徹底するとともに、さらなる歳出抑制や歳入増加策を講じて、あらゆる財源確保に努める必要があるとの県の方針を表明されました。

そこで質問です。

さらなる歳出抑制や歳入増加策を講じて、あらゆる財源確保に努めるために、具体的にどのようなことを検討するのか、お尋ねします。

あわせて、様々な苦労や工夫をしてつくり上げる予算案に、知事のどのような思いを込めるのか。

以上2点につきまして、知事に質問いたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 松田議員から御質問いただきました。また、冒頭、私や職員のねぎらいのお言葉も賜りまして、誠にありがとうございます。健康に留意しながら、職員共々しっかり休暇を取って、職務に精励してまいりたいと思います。

令和8年度当初予算につきましては、令和7年8月豪雨をはじめとする過去の大災害からの復旧、復興を最優先に進めながら、くまもと新時代共創基本方針で示した県勢の発展につながる必要な取組を推進する予算となるよう、編成作業を進めているところでございます。

議員御紹介のとおり、令和8年度のこの予算編成方針の作成に当たりましては、まず大まかな財政収支の見通しを作成いたしました。その結果、119億円の財源不足が生じるという状況でございます。熊本地震、令和2年7月豪雨後に匹敵する、ちょっと厳しい見通しでございます。

そのため、令和8年度の予算編成方針では、熊本地震や令和2年7月豪雨後と同様のシーリング、これを設定しております。一般行政経費、また、単独投資事業では、前年度比で80%以内と、厳しいシーリングを設定させていただいております。

歳入面においては、重点支援地方交付金など、一般の国の経済対策、これをともかく最大限活用して、経済対策に位置づけることのできる取組については、なるべく前倒しして着手することも検討しております。

これによって、国の予算の活用による経済対策効果を早期に発現させることと財源対策、その2つの効果を期待できると考えております。

ただ、国の経済対策は毎年行われるものとは限らないため、安定的な財源確保につながるものもございません。

このような厳しい状況下においても、熊本新時代を築くためのめり張りのある予算編成を目指すため、庁内の予算編成方針説明会に、議員御紹介いただきましたとおり、私自身も出席して、限られた財源と人的資源を県民が真に必要とするものに集中投資したいということを職員に伝えたところでございます。

そして、財源不足の解消に向けて、強い危機感を持って予算編成に挑むこと、また、事業の選択と集中、特に歳出面においては、スクラップ・アンド・ビルドの中のスクラップ、この意識の徹底を指示しましたところでございます。

各課において、どのようなスクラップに取り組んだのかについては、私と両副知事が確認することとして、各課の主体的な事業見直しを促しているところでございます。

本県は、TSMCの進出をきっかけとした半導体関連産業の集積など、他県にはない地方創生の

兆しがあります。千載一遇のチャンスは今迎えております。そのために必要となるインフラ整備に関する投資ですとか、それを支える人材の育成、確保などにはしっかりと取り組んでいく必要があります。

県庁には様々な課題に取り組んでほしいという県民からの高い期待がございます。県民のその切なる願いに対して、私たち県庁は、財政の厳しさを理由に手をこまねくことがあってはなりません。果敢に課題に取り組んでいかなければなりません。

本県のさらなる発展につながる予算を編成し、私が目指します県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本、これに向けて、全庁一丸となって取り組んでまいります。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 今現在、この県議会で提案されている県の補正予算があります。そして、今期待すると答弁されました国の経済対策、これは、来週予算委員会でその補正予算が本格的に審議されるそうでございます。それとの見合いではありますが、場合によっては、今会期中に追加する必要も出てくるかもしれませんし、また、それに入れられなかったものについては、年明けに考えなければならぬという可能性もあるわけでありませぬ。

それに、県の来年度予算の査定が既に始まっているという状況で、大変、大変忙しくなりそうです。

冒頭、知事には休んでくださいという話をいたしました、どうもそうは言われてられない状況もあるかもしれませんが、最後に答弁なさいました、県民の願いに対して、県庁は、財政の厳しさを理由に手をこまねくことなく、果敢に取り組んでいかなければならぬという知事の答弁には、今後も期待してまいりたいと、このように思いま

す。

次に、令和7年8月豪雨への対応について、3点質問いたします。

9月定例会までは、被害の全貌や支援策について、全てが明らかになってはおりませんでした。知事は、議会開会日の議案説明の中で、復旧・復興プランの素案を作成し、来月中旬予定の本部会議で示す予定と発言され、住まいの再建や浸水被害への対策など、一部に触れられました。

そこで、まず、全体的な被害状況についてお尋ねします。

次に、今回の災害は、主に線状降水帯によるもので、一つ一つの被害は甚大でも、エリアとしては局所限定的であったという特殊性から、支援策についての国との協議、調整は、困難な面も多かったと推察いたします。

そのような中、知事をはじめとする県執行部、高野議長をはじめとする我々議会共々に、国に対してスピード感を持ってたびたび要望することによって、うまくいったものも幾つかあるようでございます。

制度の新設、要件の緩和、対象の拡大、補助率のかさ上げなど、多岐にわたる要望ではありますが、県関係の国会議員、県及び県議会の努力により実現した要望についてお尋ねするのが2点目です。

最後に、被災者にとってみれば、まだ被災状況が続いているわけであります。一日も早い生活再建、営農や事業の再開、インフラ等の復旧、復興を願うのは、知事と同じであります。

そこで、今回の災害の復旧、復興に当たって、残された課題への対応を含め、今後の復旧、復興に向けてどのように取り組んでいくのか、知事の所見をお尋ねします。

以上、3点につき知事に質問いたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 初めに、今回の豪雨災害の被害についてお答え申し上げます。

本県においては、8月10日から11日にかけて、線状降水帯が発生いたしました。最大の1時間の降水量は115.5ミリと、令和2年7月豪雨の98ミリを上回るなど、これまでに経験したことがないような大雨となり、短時間のうちに、局地的かつ同時多発的に、土砂災害や河川の氾濫、内水氾濫などが発生いたしました。

4名の貴い命が失われており、改めて哀悼の誠をささげたいと思います。また、いまだ1名の方が行方不明となっております。

さらに、住家の被害は、令和2年7月豪雨を上回る8,393棟に上っておりまして、猛暑の中、多くの方々が大変な生活を強いられました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

主な分野の被害額は、現時点で、公共土木施設が約666億円、農林畜水産業が約861億円、商工業は、推計でございますが、約283億円に上り、災害救助法が適用された11の市町を中心に、住民生活や社会経済活動に甚大な被害をもたらしました。

次に、国への要望とその成果、そして、今後の復旧、復興に向けた取組の2点について、併せてお答え申し上げます。

まず、8月28日に、当時の石破総理や関係各省庁に対し、線状降水帯による被害特性を踏まえた新たな支援制度の構築のほか、営農の早期再開、商工業の事業継続に向けた支援、公共土木施設等の早期復旧などについて、国の全面的な支援を要請いたしました。

また、高市政権発足直後の11月の第1週には、政務三役などに対して、被害状況を説明し、要望活動を行いました。

いずれの要望活動においても、要望内容の取りまとめに当たり、県選出国會議員や県議会の皆様と協議を行い、要望の実現に向けて、多大なお力添えをいただきました。ありがとうございます。

その結果、9月上旬には、農業分野において、種苗や資材及び農業用機械などへの支援策を早急に国は講じていただきました。さらに、11月28日に閣議決定された今般の国の補正予算案には、被災した中小企業への既存の支援策の拡充をはじめ、私立学校施設の復旧に係る上乘せ補助、そして、社会福祉施設などの災害復旧補助対象経費の拡充などが盛り込まれました。

今回の補正予算などを通じて、本県の要望が着実に実現されていますことに深く感謝しており、早速、先週木曜日に、高市総理にお礼を申し述べさせていただきました。本当に総理がお忙しい中に面会の時間をいただきましたことにも、改めて感謝申し上げたいと思います。

今後も、この国の支援策を活用しながら、今月中旬に素案を示します復旧・復興プランに基づき、被災者の救済、生活支援、産業復興支援、社会・産業インフラの機能回復、これらを迅速に進めていくとともに、同様の災害を繰り返さないように、国土強靱化に向けた中長期の取組についても着実に推進してまいります。

引き続き、国、関係機関と連携し、一日も早い復旧、復興に向けて、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔松田三郎君登壇〕

**○松田三郎君** 最後まで心配しておりました例の被災した中小企業への既存支援策の拡充、これにつきましても、知事の答弁にありましたように、国の補正予算の中で何とか対応できそうだと聞いて安心をいたしました。

豪雨による災害はもとよりでございますが、先般、阿蘇でまた地震がございましたし、大分あるいはつい最近の函館での火災、まさにその災害の質が変わった、質的に変化をしてくれているというようなことも実感をいたしておりますので、国に対しては、支援の基準要件などをもう少しきめ細やかに、柔軟にしていきたいという思いがございますので、これは、県も我々も引き続き要望していかなければならない、このように思いました。

次に、令和2年7月豪雨からの球磨・人吉地域の創造的復興について、3点質問いたします。

実は、昨年11月の定例会でも質問をいたしました。ただ、そのときの積み残しや要望に回した分につき、球磨、人吉の10人の市町村長と作戦会議を開き、質問を練り直しましたので、改めてお尋ねしたいと思います。

昨年の私の質問に対する答弁において、知事は、「発災から4年5か月が経過した今、球磨・人吉地域は、災害を契機としたさらなる人口減少、産業の衰退の危機に直面しております。」、また、「国道219号やJR肥薩線の復旧を含め、地域の重要な社会インフラが整う間も人口減少が進むことが大変懸念されております。」との現状認識を述べられ、具体例を挙げた後、「球磨・人吉地域の取組が地域再生のモデルとなるように、球磨・人吉地域の皆様とともに、未来に夢のある球磨・人吉地域を、共創の言葉どおり、共につくっていけるよう、県を挙げて全力で取り組んでまいります。」との大変力強い答弁をなさいました。

また、令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プランの2本柱のうちの一つに「若者が“残り・集う”産業・雇用の創出」を掲げておられますが、球磨、人吉の市町村長は、その対策として、新しい学科、コースの設置や中高一貫の導入等に

よる県立高校の魅力化、県立技術短期大学、県立大学のサテライト設置、既存高校の高等専門学校化による進学先の域内確保、新たな企業誘致、地元企業等における雇用拡大、地元企業等の働く環境の充実、改善による魅力ある働く場所の確保などが必要であるとの思いを強くお持ちであります。

そこで質問です。

地元市町村長は、教育や雇用などに対する県の積極的な施策展開に大いに期待しております。その切なる願いに応えるため、知事が考える「若者が“残り・集う”産業・雇用の創出」の実現に向け、具体的にどのようなことに取り組むのか、お尋ねします。

次の質問です。

知事は、選挙のときのマニフェストに、球磨地域振興局の機能を強めると掲げられましたが、地元市町村長は、これにも大きな期待を寄せております。

豪雨災害からの復興には長い年月が必要であります。加えて、球磨、人吉には小規模自治体が多く、県の果たすべき広域連携の役割は、県内のどの地域と比べても、極めて大きいからであります。

縦割りでなく、より現場に近い地域振興局が、市町村や地域活性化に取り組む住民や団体と連携し、地域課題に向き合うことが何より重要であり、そのことが、知事が答弁された球磨・人吉地域の取組が地域のモデルにつながるのではないかと思います。

そこで質問です。

球磨地域振興局の機能を強めるとは、具体的にどのような機能強化を考えておられるのか、お尋ねします。

最後の質問です。

来年には、いよいよ球磨・人吉地域全体の悲願でありますくま川鉄道が全線運行を再開します。地元でも、誘客やにぎわいづくりに向けて、積極的な取組を計画されており、県に対する支援を求める要望書も提出されております。

地元が一丸となって一生懸命頑張るのは大前提であると思いますが、県としてどのような支援を考えておられるのか、お尋ねします。

以上、3点について、知事に質問いたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、球磨・人吉地域での「若者が“残り・集う”産業・雇用の創出」に向けた取組についてお答え申し上げます。

球磨・人吉地域では、令和2年7月豪雨以降、人口減少、産業衰退がさらに進行しております。事業主の高齢化や後継者不足が深刻な状況にあると私も認識しております。また、地元の高校生の9割が卒業後球磨・人吉地域を離れており、進学先の域内確保や魅力ある働く場を求められる各市町村長様の危機感は、私も十分理解しておるところでございます。

そのようなことから、昨年12月に改定した新時代共創復興プランの柱である「若者が“残り・集う”産業・雇用の創出」の取組として、地域の特色を生かした産業活性化と雇用の創出を位置づけているところでございます。

これに基づき、現在、球磨地域振興局や県庁各部局では、事業承継セミナーやマッチング、移住、定住イベントのほか、企業情報や地域の魅力を発信するプラットフォームの構築、また、民間企業と連携した農業未来プロジェクトによる若手農業者支援、そして、県林業大学校県南校の機能拡充の検討など、あらゆる機会、あらゆる手段を活用して、地域の担い手となる人材確保に向けた取組を進めております。

高校生の地元定着に向けては、高校生向けの職場体験やバスツアーによる地元企業とのマッチングなども強化して取り組んでおります。

また、新たな進学先の域内確保は、少子化が急速に進んでいる現在、簡単にはいかない問題ではございますが、県教育委員会では、球磨・人吉地域の県立高校5校の将来像について、地域の方々と協議する場を検討しているところでございます。

地域と高校が一体となって、様々な可能性について検討してほしいと考えております。

観光振興の取組では、先月15日に開催されました人吉市の天狗橋の渡り初めに、アニメ「夏目友人帳」のファンが全国から約600人も集まってくれました。このように、独自の地域資源を活用した取組については、さらに進展する可能性を秘めていることから、引き続き、球磨・人吉地域における観光を軸とした創造的復興に資する取組、これもしっかりと進めてまいりたいと思っております。

さらに、新たに地域経済の好循環を生み出す仕組みの一つとして、令和9年度に本体着工予定の流水型ダム事業を見据えた地域振興策の展開も必要になってくると考えております。

現在、新たな流水型ダム事業については、国において各種手続が進められているところでございますが、本格的にダム建設工事が始まると、多くの企業や関係者がこの地域を訪れ、一定期間滞在することが想定されます。他県の国直轄ダム事業では、ダム建設工事の関連事業者が取り扱う工事用の資材ですとか、日用品や消耗品などの物資の共同受注を目的に、その地域内の中小商工業者の皆さんが協同組合を設立した事例がございます。

球磨・人吉地域においても、新たな流水型ダム事業が地域の経済活性化などにも貢献するよう

に、事業主体の国や市町村長の皆様の御意見を丁寧にお聴きしながら、一緒に検討を進めて、将来にわたり、球磨・人吉地域全体の産業、雇用の創出につながるよう取り組んでまいります。

次に、球磨地域振興局の機能強化についてお答えいたします。

先ほど申し述べました球磨・人吉地域の厳しい状況を目の当たりにし、私は、新たな流水型ダムやJR肥薩線などの将来的なインフラ整備を見据えつつ、観光業をはじめとした産業の持続的な発展に向けた広域的な取組が急務であると感じました。このため、その地域のコーディネーターである球磨地域振興局の役割の強化に向けた思いを表明したところでございます。

その具体的な強化策として、今年度から正職員2人を増員するとともに、地域おこし協力隊4人を新たに県で任用するなど、体制を大幅に強化したところでございます。

現在、球磨地域振興局と市町村、民間事業者、関係団体が密に連携しながら、事業承継や移住、定住の支援を通じた人材確保、球磨・人吉地域をモデルにしたアニメ「夏目友人帳」や相良700年が生んだ日本遺産、球磨焼酎といった、この地域独自のコンテンツを活用したにぎわい創出などに、地域一丸となって取り組んでいるところでございます。

今後も、地元関係団体などと連携を図りながら、令和2年7月豪雨からの創造的復興を推し進めることができるよう、球磨地域振興局におけるコーディネート機能の強化、これをしっかりと検討してまいります。

最後に、くま川鉄道の全線運行再開への県の支援についてお答え申し上げます。

くま川鉄道は、球磨・人吉地域の高校生をはじめとした地域住民にとって欠かすことのできない

重要な公共交通機関でございます。さらには、豊かな自然や歴史を楽しむ観光客を呼び込む貴重な観光資源でもあります。

令和2年7月豪雨後は、全線運休を余儀なくされましたが、令和3年11月の部分運行再開イベントで、鉄道が走る風景が戻ったことに、子供さんたちをはじめ地域の皆様が大いに歓喜された様子を、私も今も鮮明に記憶しております。

その後、全線運行再開に向けた取組は進み、今年10月には、国土交通大臣から鉄道事業再構築実施計画が認定されまして、国からさらなる支援が受けられることにもなりました。

来年度上半期中をめどに、いよいよ全線運行再開が予定されており、創造的復興に向けた大きな節目を迎えます。これに合わせて、全線運行再開を記念する式典やイベントなどの企画、実施を行います実行委員会が年明け早々にも設立されます。

もちろん、県も実行委員会の一員として、地元市町村が取り組むイベントとも連携しながら、効果的な誘客、PRにつながるよう、積極的に参画してまいります。

そして、くま川鉄道がこれからも地域に愛される公共交通機関として走り続けることを願い、くま川鉄道の持続可能な運行を支援するとともに、この実行委員会が企画するイベントなどの成功に向けて、県も全力で支援してまいります。

球磨・人吉地域の豊かな自然と伝統文化に根差したこの地域の誇りを、次の世代とともにしっかりとつくり上げるべく、引き続き市町村と連携しながら進めてまいります。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 地域振興局全体の在り方については、今までもそうでございます。これからもいろいろな議論があり、考え方があろうと思う

ております。

ただ、その振興局の管内の自治体の数でありますとか、それぞれの自治体の規模、あるいはその振興局に期待される役割、こういうものを考えるならば、多少めり張りがあるとか、あるいは濃淡があってもしかるべきではないかと思えます。

私は、球磨振興局の地元だから申し上げるといふわけではなくて、もういろいろ検討もされているようでございます。人事課のほうでしょうか、総務部長、ぜひ早急な対応をよろしくお願いしたいと思えます。

また、くま川鉄道につきましては、非常に知事も理解が深い答弁で、そういうのを感じました。さきに私が申し上げました高校生の流出にもつながる問題でもございますので、支援は多い分には困りませんので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思えます。

次に、「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンについてお尋ねします。

実は、昨年の11月定例会でも、食のみやこ熊本県の創造に向けた今後の展開について質問をしております。食のみやこ推進局に対する期待や私の思いなどはそこで述べておりますので、今回は割愛いたします。

食のみやこ推進局は、木村知事の熱い思いを受けて、農林水産部と商工労働部の共管組織として、昨年10月に新設されました。初代局長が辻井さんで、熊本に来てから10キロ太ったと豪語しておりました。そして、2代目が本年7月に就任なさった間宮理事でありまして、5か月ほどがたったわけでありまして。何キロ太るか期待、失礼、いや、注目したいと、このように思っております。

私の昨年の質問の中で、当時の局長から、食のみやこ熊本県の創造に向けたビジョンを6月頃までに完成させる旨の答弁がありました。そして、

7月に策定されたのが「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンであります。

内容を見ますと、現状、課題、目指す姿と方針、取組、重点7項目のプロジェクトなどが記載されており、なかなかよくできているなど感じました。一定の成果が出たものもあるかもしれません。まだまだというものもあるでしょう。理事なりのめり張り、優先順位もあるでしょう。間宮理事の思い、ビジョンの進捗について、理事の言葉で分かりやすく答弁してください。自由にアピールしていただいて結構です。

そして、これからの取組に当たっての間宮理事の姿勢なり意気込みについても伺っておかなければなりません。

そこで、もう年末の恒例となりました松田式3択質問でお尋ねしたいと思います。答弁の最後に答えていただいて結構であります。

それではまず、A、知事からブレーキがかかるくらいに行け行けどんどんでやる。B、ミスなく無難にそこそこやる。C、その他。以上、お答えいただきたいと思います。

〔理事間宮将大君登壇〕

**○理事(間宮将大君)** まず、「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンの進捗についてお答えをいたします。

7月のビジョン策定以降、県では、新たに、食の関係者によるネットワーク交流会の開催、また、食いしん坊大使くまモンが食べたくなる弁当メニューの公募などを実施したほか、県内及び大都市圏での物産フェア、イベントを強化するなど、熊本を食で盛り上げるための機運醸成に取り組んでまいりました。

さらに、料理人を対象とした食のみやこシェフズアカデミーの開催や首都圏からのシェフ誘致など、新規事業も次々に立ち上げ、食のみやこ熊本

県の創造に向けたスタートダッシュを切っております。

また、この間、県内外の企業やホテルとのコラボレーション、カフェなどを運営する大手チェーンによる県内への農業参入など、食のみやこ熊本県の旗印の下、歩調を合わせる心強い動きが生まれつつあります。

今後も、ビジョンに沿って、県産食材を生かした商品開発支援や来年度開催される熊本デスティネーションキャンペーンなど、あらゆる機会を活用した食のPRなどに積極的に取り組み、県産品の付加価値向上、販路拡大、ひいては、稼げる農林畜水産業の実現、そして、食関連産業の発展につなげてまいります。

次に、私の姿勢についてでございますが、答えは、Cのその他でお願いいたします。4月の熊本着任に際して、知事からは、現場主義を徹底せよという指示をいただきました。この食のみやこ創造という舞台の主役は、生産から流通、加工、販売、そして料理人など食に携わる皆さんであります。

選択肢Aの知事に止められるというような状態、すなわち、県だけが独り行け行けどんどんで前のめりになるのではなく、関係者が一丸となって取り組むことが何よりも重要だというふうと考えております。

また、食のみやこは一日にしてならずであります。選択肢Bの無難にそこそこという気持ちではなく、また、今の勢いを一時的なものとするのではなくて、継続的にチャレンジをしていく必要があるというふうと考えております。

県の取組が食に携わる皆さんの成功を後押しし、食のみやこ熊本県の創造に向けた動きが大きくなうねりとなって広がっていくように、現場の状況に常にアンテナを張り、積極果敢に挑戦を続け

てまいります。

先生方には、体重の増加幅ではなく、こうした取組の進捗や成果に注目いただけるよう、一生懸命頑張ります。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 答えはCでしたね。私なりに、この選択肢を工夫して徹夜でAとBを考えました。その答えがC、その他。ただ、中身を聞きますと、ある意味、間宮さんらしいなという、そういう個性も出てたのかなと思っております。

7月に就任した理事、局長は、7月にできたビジョンには直接関わってないだろうと思い、失礼だとは思いましたが、その意気込みというものをあえて質問させていただいた次第でございます。

よく言われることではありますが、熊本県は、農業の産出額は全国で5位、いつも上位にランクされているのに、食のイメージがある都道府県というランキングでは大体25位ぐらいという調査もあります。このランキングを上げて、知事がおっしゃる農林畜水産業の皆さんの所得の向上に結びつく、このようなことを期待しておりますので、財政課長も経験をなさった理事でございます。大いに期待をいたしているところでございます。

次の質問に移ります。

森林の適切な保全について質問をいたします。

私の地元であります球磨地域は、豊かな森林に囲まれ、昔から林業、木材産業が大変盛んな地域であります。

森林は、公益的機能、つまり、水源涵養、土砂災害防止、地球温暖化防止、生物多様性保存などの多面的な機能を有し、県民の安全や快適な生活環境を支える大変重要でありがたい存在であります。

また、森林から供給される木材は、建築材料をはじめとする様々な資材として、私たちの生活を

支えてくれております。

私たちは、先人たちが守り育ててきた豊かな森林資源を上手に活用するとともに、次世代にしっかりと引き継いでいかなければならないと思います。

このような中、報道によりますと、他県において、太陽光発電施設の整備や建物の建設工事に当たり、森林法に基づく知事の許可を受けずに森林を伐採してしまい、地元とのトラブルが生じたり、行政指導を受けるなどしたりする事例が相次いで発生しているようであります。

これらの事例は、森林の所有者や新たに森林を取得しようとする者が、森林に関する制度や規制などについて十分に理解していないことが主な原因の一つではないかと考えます。

一方で、現在、森林の土地を取得したときは、国土利用計画法及び森林法に基づき届出を義務づける制度があり、熊本県では、その届出件数が近年増加しているとのことであります。

ちなみに、国土利用計画法によりますと、森林のような都市計画区域以外の場合、1ヘクタール以上の土地取引、これは相続以外の場合ですが、契約後2週間以内に市町村を經由して県に届け出なければなりません。

また、森林法では、森林の土地を取得した場合、これは相続も含まれますが、90日以内に市町村長へ届け出なければなりません。

さらに、同法によると、1ヘクタールを超える林地開発を行う場合、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、0.5ヘクタールを超えると、知事の許可が必要となっております。

届出件数の合計も、令和4年度が811件、5年度が949件、6年度が1,139件と増加傾向にあります。このようなことは、県内において森林の土地の取引などが活発になっていることを示している

と考えられます。

このような状況を踏まえると、森林に関する制度や規制を十分に理解していない森林所有者が増え、本県においても、他県で見られるような不適切な森林開発が行われ、ひいては、前述した森林の有する様々な機能に悪影響を与えないか、非常に懸念しております。

そこで質問です。

県民共有の財産でもある本県の豊かな森林を将来にわたって保全していくためにも、森林の土地取引について、不適切な開発を防止する強力な対策が必要と考えますが、知事のお考えを伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 森林の適切な保全について、お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、森林は、木材の生産のみならず、山地災害防止や水源涵養をはじめとする多面的な機能を有しております。

古くから林業が盛んな球磨・人吉地域においては、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けました。その復旧、復興に向けた意見交換の場においては、やはり多くの方々から、森林の多面的な機能を維持することが重要であり、そのためには、森林の整備、保全が必要不可欠であるといった御意見をいただき、改めて森林を大切に思う県民の皆様の強い思いを感じました。

私も、被災地の復旧、復興に向けた緑の流域治水の取組において、森林の持つ山地災害防止機能、洪水緩和機能を高めることの重要性を強く認識しているところでございます。

また、森林は、防災機能にとどまらず、二酸化炭素を吸収することで地球温暖化防止にも貢献するとともに、豊富できれいな水も生み出します。さらには、多様な生物の生息する場所を提供し、

人々の暮らしに密接に結びついた癒やしの場でもございます。

このような多面的な機能を持つ森林は、県民の貴重な財産であり、次世代に引き継ぐ財産として、しっかりと守り育てていかなければならないという思いを強くしているところでございます。

そのような中、現在、森林の土地取得に当たっては、所有者を把握するための森林法及び国土利用計画法で定められている土地取得後の届出を義務づける制度がございます。しかしながら、議員御指摘のように、森林の土地取引は活発化しており、そのような中で、県外においては、不適切な開発により、森林の持つ多面的な機能に悪影響を及ぼす事例も散見されております。

私は、この不適切な森林開発を未然に防止し、熊本の森林を将来にわたって適切に保全することができるのか、県民の貴重な財産を次世代に引き継ぐことができるのか、大変危惧しております。こうした指摘は、これまでも県議会で何度も各議員から御指摘をいただいたところでございます。

県として何ができるか、何をすべきか、熟考を重ねる中で、今般、森林の土地取得前に届出を義務づける新たな制度の創出が必要であるという考えに至りました。

熊本の豊かな森林を守り育て、林業をさらに発展させるとともに、県民の皆様が安全、安心に生活でき、経済的な豊かさと心の豊かさを共にしっかりと実感できる熊本を実現していくために、土地取得前の届出義務化について、条例制定に向けた検討を速やかに行ってまいりたいと思います。

以上です。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 知事の御答弁にありましたように、土地取得の前と後で届出を義務づけるということになれば、非常にその実効性が期待できるの

ではないかと思えます。

答弁の最後に、条例制定に向けた検討をすることとございます。早ければ来年の2月定例会になるかもしれませんので、我が自民党といたしましても、しっかりその準備をして、勉強を進めてまいりたい、このように思えます。

それでは、最後の質問でございます。

太陽光発電に関する問題と自然環境の保全について、2点につき質問をいたします。

まず1点目です。

御存じのように、FIT、固定価格買取制度は、2012年7月に、脱原発を掲げる時の民主党政権の目玉政策としてスタートいたしました。

事業用であれば、固定価格で20年間買い取るというもので、あまり普及していなかった再生可能エネルギーを増加させることができました。

ただ一方で、近年、北海道釧路の事例のように、自然を開発して太陽光を設置することが問題となっており、景勝地などでの開発や斜面など住民が不安に思う場所での開発が進むなど、多くの課題も明らかになっております。

高市総理大臣や石原環境大臣も、問題のある太陽光については対応を検討することを表明されております。

そこで質問です。

県内でも、阿蘇など設置することに疑問が残る太陽光もある中、今後、知事は、どのような姿勢で太陽光発電に取り組まれるのか、お尋ねします。

2点目の質問です。

当初から、これだけ多くの太陽光パネルをどのように撤去するのだろうと、漠然とした不安を感じていた人は、私を含めて多かったのではないかと思います。

当時は、東日本大震災後に伴う原発事故で、再

生可能エネルギーを増やさなければならないという状況であり、また、撤去は20年以上先のことであったため、これは私の推測ではございますが、やや見切り発車的に取組を進めた部分もあったのではないかと考えます。

しかし、制度開始から10年以上が経過し、買取期間の折り返しを過ぎ、正面から対策に向き合わなければならない状況になっております。

買取期間が切れた後は、買取価格の大幅な低下に伴い、急激に太陽光発電が廃止される可能性も十分考えられます。一斉に撤去されたときに、処理施設が対応できるのか、産廃として最終処分場に持ち込まれるとしたら、最終処分場は足りるのか、そして、そのまま放置されることはないのかなどの様々な不安や疑問が生じております。

さらに、今年になって、国は、リサイクルを義務づける法案を見直す方針を示しております。撤去に必要な資金については、太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度というものを2022年7月に開始しております。

これは、国が解体費用等積立基準額を定め、FIT制度の中で積み立てるというものでありますが、制度開始以降の物価や人件費等の高騰などの事情を考えると、この積立金で解体撤去費用、リサイクル費用が賄えるのかという点も甚だ疑問であります。

そこで質問です。

県は、太陽光FIT後パネル等放置ゼロ検討会議を設置し、このように様々な課題がある中、対策を検討していると聞いていますが、このFIT期間が切れた後の太陽光パネル対策について、知事はどのように取り組まれるのか、お尋ねします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) お答えいたします。

私は、地球温暖化に対応するゼロカーボン社会の実現のための再生可能エネルギーの導入も重要ですが、熊本の豊かな自然環境をしっかりと守ることが県としての使命であり、地球環境とともに、地域の自然環境を未来に残していくことが必要であると考えております。

その取組の一つとして、阿蘇地域の自然をメガソーラーの設置から守るため、今年7月に、阿蘇世界文化遺産登録推進協議会において、阿蘇地域太陽光抑制エリア図を公表いたしました。

この図では、メガソーラーを抑制すべきエリアを市町村と連携して明確に示し、阿蘇地域において抑制すべきエリアの全体像が見える化したところでございます。

阿蘇外輪山の内側はもちろん、今後は、阿蘇外輪山の外側も抑制エリアとして、市町村と連携し、メガソーラーの抑制と自然環境の保全に努めてまいります。

そして、この県独自の取組が国の制度にも反映されるよう政府提案なども行っておりまして、今週1日にも経済産業省を訪問して、要請を行ってまいったところでございます。

次に、FIT期間が切れた後の太陽光パネル対策についてでございます。

議員御指摘のとおり、メガソーラーなどの事業用太陽光発電は、2032年以降、買取り価格の大幅な低下による発電廃止に伴い、再生可能エネルギーの大幅な減少やパネル等の廃棄、さらには、パネルが撤去されず放置されることが大変懸念されているところでございます。

そのため、本県では、他県に先駆けて、太陽光FIT後パネル等放置ゼロ対策検討会議を設置いたしまして、残された固定価格買取り期間内で効果的な対策が実施できるよう、検討を開始したと

ころでございます。

この会議では、パネル撤去に必要な人件費や燃料費などが高騰しており、現在の国の廃棄等費用積立制度による積立額では、撤去費用が不足する可能性が高いことが指摘されました。

また、災害リスクや景観上支障のある場所に太陽光パネルは望ましくないこと、高度なリサイクルを義務化しなければ、埋立処分に流れ、処分場の容量を圧迫することなど、専門家の御意見をいただいたところでございます。

今後、この検討会議での意見を踏まえ、発電事業者の状況をしっかりと把握し、必要となる撤去資金の確保を求めるなど、本県において、将来太陽光パネルの放置を起こさないための対応策を取りまとめ、国とも連携して取り組んでまいります。

また、太陽光パネルの放置防止策に加え、災害リスクや景観、自然の観点で問題がある発電施設への対応、そして、リサイクル体制の確保など、太陽光パネルに関する総合的な対策を熊本モデルとして取りまとめ、地球環境だけでなく、本県の豊かな自然環境も未来にしっかりと残すことができるよう取り組んでまいります。

〔松田三郎君登壇〕

○松田三郎君 一般的に、営利を追求する企業は、利潤に結びつかない行為には消極的であると、そういう傾向にあるというのは、少なくともちょっと前までは言われておりましたが、近年、環境面にもしっかりと気を配り対応しなければ、とても企業として社会からは評価されない、このように思います。

答弁にもありました、熊本モデルを取りまとめるということでございます。ちょっと過激な言い方でございますが、企業の善意だけに依存するのではなくて、これは全国的な問題も今懸念されて

おりますので、国による、やっぱり一律の、一定の規制というものも必要ではないかと思っておりますので、先駆けて熊本モデルをつくり上げられるのは当然必要ですが、同時に、国に対する要望もし続けなければならない、このように思います。

以上で、私が用意しました質問は終わりました。

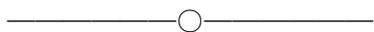
かつて、私、まだ若い頃、11分ぐらい残して質問を終わったときに、ある先輩から、ひどくはありませんが、かなり御指導を受けたという経験もございますので、どうか、同僚議員の皆様はまねしないようにと思いつつながら、今日は5分ぐらい残っておりますので、これで終わりますが、どうか、議員各位におかれましては、この大事な大事な11月議会を、しっかり働いて働いて働いて、そして、よき新年をお迎えいただければと、このように思います。

以上をもちまして、私の質問を終了させていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

**○議長(高野洋介君)** この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩



午前11時7分開議

**○議長(高野洋介君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

城下広作君。

〔城下広作君登壇〕(拍手)

**○城下広作君** 皆様、おはようございます。熊本市第一選挙区・公明党の城下広作でございます。今回の質問は、自民党に続き、初めて2番手に質問いたします。各党派、議員の皆様、御理解ありがとうございました。

今回は7項目取り上げました。当然、時間が心

配です。そこで、質問時間を私は各3分、大変短くしました。あわせて、髪の毛も短くしてきました。知事をはじめ答弁予定者の皆様、県民の皆様が分かるような答弁を、簡潔に、簡潔に、簡潔にお願いしたいと思っております。

それでは、最初の質問に入ります。

新政権への思いについて。

今年も、残すところあと一月を切るところまで押し迫ってきました。

令和7年度、本年は、戦後80年、被爆80年の区切りの年でもありました。9月27日に東京で開催された戦場体験放映保存の会も、今回が最終回だったそうです。会場では、86歳から100歳までの14人が登壇して、約1時間半にわたって自らの体験などをリレートーク形式で語り、命ある限り証言を続けたいと訴えられたそうです。

戦争体験者なき時代が近づいています。二度と同じ過ちを起こさないことを願い、監視していかないとと思います。

しかし、今、世界では、この瞬間も殺りくが行われている現実の中、今年には終戦の年に設立された国連も、同じ80年の節目を迎えます。その常任理事国であるロシアが紛争当事国であることは、大変残念であり、失望すら覚えます。

我が国は、戦後80年、先人のこれまでの功績により、今日まで平和の国であり続けています。戦争体験者だけではなく、全ての国民が平和の国であり続けてほしいと願ってやまないと思っております。

また、今年、政治が大きく動いた年でもありました。我が党のことになりますが、結党61年目を迎えた年でしたが、結党当時は野党から出発し、その後自民党との連立を組み、26年の歳月を共に戦わせていただきました。大変学ぶことも多く、そして、与党として多くの国民に寄り添う実績をつくることもできました。改めて、自民党の

皆様には、この場を借りて感謝を申し上げます。

しかしながら、本年10月、それぞれの党の立場の違いから離脱に至ったことは御承知のとおりであります。

今、まさに国会が開催されています。自民党、日本維新の会との連立合意による高市政権が誕生し、働いて、働いて、働いて、あと2つは時間の関係で省略します。矢継ぎ早に政策を打ち出し、それらの中には、歴代の内閣の方針を受け継ぐのもあれば、大転換する政策も目にします。特に、安全保障の分野においては、性急感を覚えます。

また、高市総理は、就任早々華々しく外交デビューされました。これは私の感想ですが、アメリカのトランプ大統領と会うときは、ロックののりのように見えました。中国の習近平氏と会うときは、京劇ののりのように見えました。いずれにしても、大国の首脳との外交はとても重要で、今後もいかなる国の首脳と会談されても、平和外交を基本として、我が国の国益に沿う外交を強く望みたいものです。

そこで、前振りが長くなりましたが、自民党、日本維新の会との連立による高市内閣は、物価高対策、半導体などの成長産業への投資、防衛力強化を3本柱に上げ、積極財政の方針を打ち出していますが、木村知事は新内閣に何を一番期待されているのでしょうか、また、県としてはどのような政策を強く訴えられていくのか、率直な考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 公明党城下議員の御質問にお答えいたします。

まず、高市新政権に対して期待する点についてです。

今回の政権が必要な政策をスピード感を持って実行するには、各政党との合意形成が重要です。

そのため、まずは各政党としっかりと協議しながら、安定した政権運営がなされることを本県としても期待しております。その上で、地方や国民が抱える不満、不安にしっかりと応える政権であってほしいと思います。

その一環として、今般、総合経済対策が閣議決定されましたが、第1の柱である物価高への対応、これについては、物価上昇を上回る賃上げが可能となる環境整備への支援など、効果的な施策を期待します。

第2の柱である強い経済の実現に向けては、半導体関連産業の集積が進むとともに、全国屈指の農業県である本県の取組を後押ししていただく意味でも、経済安全保障の強化、食料安全保障の確立を期待します。

第3の柱である防衛、外交は、国の専管事項でございますが、議員御指摘のとおり、戦後80年の平和と繁栄は、次の世代に対して平和や命の貴さを語り継いでこられた方々の努力のたまものでもあります。昨今の我が国を取り巻く厳しい国際情勢の中で、平和を追求していくためにも、これまでの歴史、経緯を踏まえた外交努力を期待します。

次に、県として高市政権へ強く訴えたい政策についてお答えいたします。

先月27日、高市総理に直接お会いする機会をいただきました。私からは、令和7年8月豪雨に係る国の支援へのお礼とともに、本県の半導体産業振興の取組等を御説明し、飛躍する熊本の姿をしっかりと受け止めていただきました。

今後、高市政権が掲げる危機管理投資により、くまもとサイエンスパークや新生シリコンアイランド九州の実現に向けて、大きな後押しをしていただくことを期待しています。

また、本県には、半導体産業の集積以外にも、農林畜水産業や観光資源など、多様で豊かな強み

があります。これらの特色を生かした地方創生を実現するためには、地域を支える人材が不可欠であります。

国としても、地域の活力向上につなげるため、本県が目指すグローバルな知識やチャレンジ精神を持ち、地域社会に貢献できる人材育成に資する取組を進めていただくことを心から期待しております。

本県としても、総合経済対策の活用をはじめ、国との連携をさらに深めながら、私が目指します県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本づくりに向けて、全力で取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

**○城下広作君** 私が時間がないと言いましたので、知事も早口でしゃべっていただいてありがとうございます。この調子で7問ずっといきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。

また、しっかり国に対しては知事の行動力でどんどんいろいろな要望をし、熊本県が発展するように頑張っていただきたいというふうに思います。

では、2点目の質問でございます。

県内の情勢についてでございます。

J A S Mの第1工場が量産を開始してからちょうど1年目を迎えます。本格稼働前に工場内の一部を見学させていただきましたが、それ以降、中に入ることはもちろん、周辺に足を運ぶこともほとんどありませんでしたので、生産の勢いや工場内の活気を感じることは、残念ながら私にはありませんでした。恐らく工場内は、私が見たことのない製造機械が立ち並び、半導体の生産がなされるものと想像します。

ただ、私が見聞きした情報によると、稼働率が2割であるとか5割ですとか、景気のよい話がな

かなか伝わってきません。実際はどうなのでしょう、大変気になります。

また、J A S Mの周辺地域である菊陽町や大津町の住宅物件の居住率が思ったより低いと不動産関係者から耳にしました。私のイメージでは、第1工場の建設時は、作業員等の住まいがとにかく足りないと思死に探しているのではないかと考えていたのですが、工場の建設が終わると、その後一気に空き家が増えてきたという話でした。

T S M C進出に伴う経済波及効果について、県が2024年に実施した県民アンケートでは、実感している——ややも含めますが、24.5%、また、熊本県商工連合会の調査では、プラス影響は10%にとどまっているという結果を聞いたことがあります。

一方で、私には悪い話ばかり聞こえているわけではありません。サプライチェーンなどを構成する企業やホテル、マンションなどの進出で土地が足りず、とんでもない価格で土地が売られ、所得を得た地権者とか、飲食、宿泊、観光関係者は好調であると聞いています。

いずれにしても、T S M Cの進出は県経済の浮揚に大きく寄与すると、県はもとより、多くの県民が期待していることは間違いないと思います。

ある民間の金融機関の経済効果予測では、10年で11.2兆円の経済効果、2030年までには、県民1人当たり所得が年間38万円向上する可能性もあると分析されています。

そこでお尋ねをします。

このように、T S M Cの進出が本県にもたらす経済波及効果は、どれが真実なのかよく分からない部分があります。県として、経済波及効果の分析について、県民に分かりやすい説明をぜひお示しいただきたいと思えます。

次に、全く違う話題になりますが、今現在、県

下の市町村では、元県職員や県からの出向者が副市長、副町長、副村長として活躍されています。ここ10年近くで見てもみますと、過去最高の15名に上っています。県下45市町村から見てもみますと、3分の1に当たる布陣になります。

その就任に当たっては、当然、首長が自身のサポート役として適任であると判断した上で議会に諮り、議会の同意を得て選任されたわけですから、地元の期待も大きいと推察します。

そこで、このような状況に対して、県と市町村の連携を重要とする立場としてどのように受け止めておられるのか、また、期待するところがあればお示しいただきたいと思えます。

以上、木村知事にお尋ねをいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) まず、TSMC進出が本県にもたらす経済波及効果についてお答えいたします。

民間調査会社の予測によりますと、今年度の本県の名目県内総生産額は過去最高の7兆円、成長率は前年度比プラス2.9%で、TSMC進出が表明された令和3年度以降、5年連続でプラス成長を見込むとされています。

また、日銀の短期経済観測調査、いわゆる短観によりますと、TSMC進出決定後、県内企業の経営状況は上昇基調で、過去20年間では最もよい状況にあり、全国平均も上回っています。

特に、半導体分野では、TSMC進出以降、令和7年11月末までの関連企業の立地協定の件数は70件、総投資額3.7兆、総雇用者数6,100人となっております。

さらに、今年度県が実施したアンケート調査において、TSMC進出の波及効果として、ビジネスチャンスが拡大した、旅行者が増加したなどの回答が昨年度から増えているところでございま

す。

実際、阿蘇くまもと空港の国際線は、現在、4路線、週37便運航と、全国の地方空港の中でトップクラスに増加したところでございますし、令和6年度の外国人延べ宿泊者数は、前年比の約1.5倍と過去最多となっております。

このように、本県においては、半導体分野を中心とした製造業や観光産業において、TSMC進出の経済波及効果が現れていると言えます。

一方で、県や県商工会連合会のアンケートにおいて、TSMC進出効果について、特に感じていないなどの回答も多くて、やはり今後さらに県全体へ波及させていくことが重要であると考えております。

半導体産業においては、三菱電機の泗水工場、パワー半導体の新工場棟や東京エレクトロン九州の新たな開発棟、さらにはJASM第2工場の立地協定締結など、大型投資が相次いでおり、今後ともさらなる投資が期待されます。

加えて、本県が目指すくまもとサイエンスパークの実現に向けても、今後事業推進パートナーを選定し、来年度には熊本の将来を見据えた新たな産学官連携拠点の整備に着手する予定としております。

さらに、県内企業の半導体関連産業への参入拡大、これが重要ですので、これに向けて、まずはJASMの1次、2次取引先等との間接的な取引拡大を目指した支援を行ってまいります。

あわせて、半導体関連産業のニーズや要求される高い品質などに県内企業が対応できるよう、技術力の向上等も中長期的な観点でしっかりと支援していきたいと考えております。

このような半導体を作る産業と併せて今後大事になっていくのは、AI、医療、自動運転、農業など、暮らしに身近なところで半導体を使う産業

を、この熊本で集積、発展させていくことです。

そのためにも、くまもとサイエンスパークなどを通じた産学金官の連携で、未来の日本の新産業をこの熊本から創出することで、より豊かで便利な県民生活とお子さんやお孫さんの代にもしっかりと続く熊本県の持続的な発展の実現につなげていきたいと考えております。

今後も、県民お一人お一人にその効果を実感していただけるよう、その進出効果の最大化と県内全域への波及に取り組んでまいります。

次に、副市町村長に元県職員や県からの出向者が増えていることへの受け止めにお答えいたします。

私は、知事就任以来、一貫して県と市町村との連携、これを県政運営の基本に置いております。昨年12月に策定したくまもと新時代共創基本方針においても、45市町村との連携を徹底して進めると明記しております。

このような中、議員御指摘のとおり、元県職員または現職職員を副市町村長とする団体が増えており、現時点で県内の15市町村に元県職員などが選任されております。

近年、市町村が抱える行政課題は、人口減少による担い手不足、地域公共交通の確保、外国人材との共生、デジタル技術の活用など、様々多岐にわたっております。そしてまた、複雑化、広域化しております。

こうした事情もあって、県職員として培った知識や能力を活用したい、県との連携を深めたいと考えられる市町村長が、県職員としての経験のある者を望まれるのではないかと考えております。

なお、議員も御指摘いただきましたように、副市町村長の選任は、各市町村長の専権事項でありまして、御自身の進めたい政策を具体化するために、その補佐役として適任と判断される人材を、

市町村議会の御同意を得て選任するものでございます。決して県のほうから特定の元県職員などの選任を要請することはございません。

市町村長から県に推薦の求めがあった場合には、求める能力、適性なども考慮の上で、また、もちろん本人の同意も得た上で御紹介することはありません。

私は、くまもと新時代を共につくって、個性ある地域振興を推進するためには、県と市町村が日頃から適切な役割分担の下、連携しながら取り組んでいくことが重要であると考えます。

先月19日には、県と県内の副市町村長などによる意見交換会、こういうものを開催しております。私自身もその会に参加しております。来年度の予算編成方針とか、豪雨の復旧、復興の状況、県の施策について情報共有して、それぞれの立場から自由闊達に意見交換をしております。

県職員としての経験があり、県の実情を知る副市町村長がおられることは、県と市町村の連携を深める上で有意義であり、私は大変心強く感じています。

そのような皆さんには、県と市町村との連携のキーパーソンとして、豊富な行政経験を生かしていただき、それぞれの市町村はもちろん、県全体の発展のためにも御活躍いただきたいと思っております。

県として、引き続き県内市町村としっかりと連携して、共に魅力ある地域づくりを進めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

**○城下広作君** まず、立地協定を結ばれた企業も着実に増えている、設備投資の金額も3.7兆円、雇用は6,000人を超えるという形でございます。宿泊数も、前年に比べて1.5倍ということでございますので、アンケートには出なかったけれど

も、ちゃんと確実な実績は出ているということだと理解をさせていただきました。

やっぱり、第2工場も着工しましたけれども、着実にこの工事が進み、そして知事が要望した第3工場まで熊本でできるような形で、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

それと、副首長の関係でございますけれども、これだけ多くの方が現に各地域におられるということは、いろいろと連携は取りやすいだろうと思いますので、しっかり活用されていかれるといいのではないかなというふうに思います。

次に、3番目でございます。

セミコンテクノパーク周辺に係る取水と排水についてでございます。

本県にTSMCの進出が決定するに当たり、当初から心配された懸案事項に大量の地下水の使用による地下水の減少問題がありました。この問題は、今でも払拭されているわけではありません。

木村知事は、蒲島県政の副知事時代、この問題に対し、県民の理解を得るために奔走された一人だったと理解しています。

そして、その解決策として、地下水の再利用があり、また、竜門ダムからの工業用水の利用があります。

この事業は、多額の予算をかけ浄水施設を設け、完成後はJASMやソニーなどで使用しますが、こうした対策が取られることで、地下水の減少を心配する県民の方々にも、一応の安心と評価をいただけるものと思います。

そこで、今後重要になるのが、JASMやソニーなどが、例えば年間に使用する水量に対して、どれだけ再利用水を使うのか、また、工業用水を使うかという問題です。これによって地下水への依存度が下がり、結果的に地下水の取水量を減らすことにつながります。

そこで、新たなJASMの第2工場もできることから、改めてJASMやソニーが地下水と工業用水の使用量について、県民に分かりやすいように数値をもって示すべきと思います。また、そのことを明確にするために、使用する水の量と使用目的を明記した県と事業者との協定が必要と思いますが、協定についてどのように考えておられるのか、お尋ねをします。

次に、JASMとソニーが使用した処理水ですが、最終的に不要になった分は、県が今回整備する下水道施設に流します。現在のJASM第1工場で使用された処理水は、法の定めた基準に適合したものだけ熊本北部流域下水道に排出しています。

しかし、今回整備する新たな下水道施設には、JASM第2工場とソニーの処理水だけが排水されます。このJASM第2工場の排水は、第1工場と製品の内容が異なることから、排水の水質も異なるのではないかと、また、TSMCの本社がある台湾では、貴金属について、日本と異なる排水基準が設けられているなど、排水について心配する声があります。

そこで、県としては、あらかじめどのような物質が含まれるのかなどの情報は十分につかんでいるのか、また、新たな下水道施設は、熊本北部流域下水道の処理施設と違い、JASMやソニーの分だけ処理することになるため、高い処理能力が求められると思われませんが、処理に関する課題と対応についての認識を伺います。

以上2点、木村知事にお尋ねをいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) まず、1点目の取水施設についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、半導体工場による地下水の再利用及び工業用水の利用は、地下水保全に資

する効果的な取組です。県においても、地下水保全3原則における地下水取水量の削減及び他の水源利用の促進、そして、その取組を推進しております。

地下水の再利用については、企業側の取組が進められており、先日のJASMの公表によると、1日最大3万トンの水を使用するJASM第1工場において、独自システムの導入などにより、75%の再利用が実現しています。

その上で、県が実施した地下水量のシミュレーションにおいては、半導体工場の集積に伴い、何も対策が行われなければ、セミコンテックパーク周辺における地下水取水量は、令和5年度に比べて年間約1,200万トン増加すると見込んでおります。

そのため、県では、有明工業用水道の未利用水を活用した新たな工業用水道を整備することで、その約3分の1に当たる年間約400万トンの地下水取水量の削減を目指しております。

これまでに企業と工業用水利用に向けた具体的な協議を幾度となく重ねる中で、企業側から一定の理解を得られており、地下水保全のために工業用水の利用に取り組んでいただけるものと認識しております。

また、県と企業の間で使用量や目的について協定を締結することについては、私としても、半導体工場における工業用水利用を通じた地下水保全を推進するために、大変重要であると考えております。

ただし、協定を結ぶに当たっては、工業用水の使用量など、企業側の計画に基づく判断も必要となります。

現段階でこれらの計画が未確定な段階であるため、今後もさらに具体的な協議を深めていくことで、できる限り早期の協定締結につなげたいと考

えております。

次に、2点目の排水施設についてお答え申し上げます。

一般的に、下水道に排水する工場は、下水道法に基づく排除基準を満たすよう、重金属などの有害物質をあらかじめ工場内で処理した上で排出し、下水処理場では、公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法に基づく排水基準まで処理し、放流いたします。

今回整備される新たな処理場は、議員御指摘のとおり、主に半導体の製造で使用された工場排水を受け入れることから、家庭から排出される生活排水と比べて有機物が少ないため、含まれる物質やその濃度といった水質特性に応じた適切な処理をより確実にを行うことが課題と考えております。

そのため、排水に応じた処理方法を検討する上では、議員御指摘のとおり、水質の情報をあらかじめ把握することが重要であり、今後、企業との協議の中で詳細な水質を確認することとしております。

また、現在、従来 of 処理方法に加えて、台湾をはじめ、海外の半導体工場の排水を処理する下水処理場の処理方法について、技術的な観点から詳細に調査を進めております。

今後、協議の中で把握した水質に適した処理技術を導入し、最も効果的な処理を行いたいと考えております。

なお、現在稼働中のJASM第1工場では、環境への影響を可能な限り減らすため、PFASなどの除去に企業側も取り組んでおられます。

今後も、企業の排水対策の動きを踏まえつつ、適切な下水の処理に取り組み、公共用水域の水質保全を行ってまいります。

熊本の豊かな地下水は、私たち県民にとってなくてはならない大切な財産であり、将来にわたっ

て確実に守っていくことが私たちの責務であると  
考えております。

県としましては、県民の皆様の不安解消に向け  
て、地下水の量と質の保全に引き続きしっかりと  
取り組んでまいります。

以上です。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 工業用水の使用については、たく  
さん使っていただければ、大変地下水の負担が軽  
くなる、しかし、企業側とすれば、工業用水を使  
うことによって、いわゆる使用料金が発生する、  
だからあまり使いたくないというのもあるでしょ  
う。この辺のバランスをしっかりと考えていただ  
き、ぜひ、大変重要と知事も言っていたいただき  
ましたので、協定に関してはしっかりと結んでいただ  
きたいというふうに思います。

また、新たな下水道処理施設、これは最終的に  
は白川に今回は流すようになりますけれども、や  
はりより大きい河川に流すということで、影響を  
心配する方も増えてくると思います。そういう意  
味では、しっかりとした処理能力の説明、このこ  
とをしっかりと頑張るといことも大事ではないか  
というふうに思っておりますので、よろしくお願  
い申し上げます。

次に、4番目でございます。

外国人との共生社会の推進についてございま  
す。

仕事柄上京することが多い中、都内の至ると  
ころで外国人労働者を当たり前のように目にしま  
す。コンビニや飲食店は以前からで、最近では飲食  
店の1店舗ほぼ全員外国人スタッフの店舗も見か  
けることが多くなりました。さらに驚いたことは、  
空港の保安検査所の職員も、アジア系の方が  
多く働いていました。こうした光景は、都市部だ  
けかと思えば、今では県内でも当たり前のよう

見かけるようになりました。

私の故郷牛深でも、アジア系の若者をよく見  
かけることから、その暮らしぶりやどのような職場  
に勤めているかを知るため、役所に問合せしたと  
ころ、外国人の多い職場として魚の加工業者を紹  
介していただき、そして、経営者と外国人労働者  
の受入れを始めた経緯や仕事の役割など、様々な  
角度から意見交換をさせていただきました。

その話の中で、今から26年前、最初に外国人を  
受け入れたときの心境として、仕事は増えてきた  
が勤めてくれる人がいない、特に若者がいない、  
だからといって外国人を雇うと周りの目が気にな  
ったとお話を伺い、大変な苦勞をされたのだな  
と痛感いたしました。

それが、今では外国人労働者用の自社アパート  
を建て、さきに勤めた者の紹介により母国の後輩  
や親族、その子供たちが勤めてくれるようになって  
きた、今では家族のようなものだ、外国人労働  
者のありがたさをしみじみ語られていました。

また、地元とのトラブルや地域との交流につ  
いて伺ったところ、26年間地元とのトラブルは記憶  
にない、それどころか、地域行事のハイヤ祭りな  
ども積極的に参加し、地元を受け入れられてい  
ると話をされました。

今、牛深では、このように若者を中心とした外  
国人労働者が300人を超える状況にあります。ち  
なみに、県警察によれば、牛深を含めた県内にお  
ける来日外国人による犯罪検挙人員は、令和2年  
以降、年間40人から50人程度で推移しており、急  
激に増加している状況にはないと認識している  
ということでした。

以前、玉名地域や八代地域のトマト農家の方々  
に話を伺った折、外国人労働者がいなくなったら成  
り立たないと話を聞いたことがあります。また、  
建設の足場業者、鉄筋加工業者を訪問した際

も、日本人の従業員を見ることは少なく、ほとんどがアジア系の若者で、経営者の話では、仕事を覚えるのが日本人の若者より早いと聞いたときは、少しショックを受けた記憶があります。

このように、私が知る限りでは、人口減少等で労働者不足に苦しむ地方では、外国人労働者の依存度は非常に高いと認識せざるを得ません。

ただ、最近では、一部の外国人のよからぬ行動により、外国人に対して厳しい目線が向けられ、それを一部の国民や政治家が、SNSなどを使い排外主義をあおっているようにも見受けられません。大変気になり、心配します。

私は、仮に外国人が問題を起こせば、当然我が国の法に照らして罰すればよく、それは日本人も同様であります。

ちなみに、警察庁による2023年の刑法犯の検挙人員に占める外国人の割合は約5%、2014年から2023年まで年4%から5%で推移し、大きな変化はないと言われています。

知事は、先月の定例記者会見で、本県が指定されている国家戦略特区である産業拠点形成連携“絆”特区において、新たに2つの事業が認定されたと発表されました。具体的に挙げますと、1つ、開業ワンストップセンターの設置、2つ、家事支援外国人受入事業であり、特に家事支援外国人受入事業に対しては、発表直後から厳しい意見が寄せられているようです。

私は、利用者がどれだけいるか予想はつきませんが、制度自体の運用が悪いとは思いません。我が県は、外国の企業であるTSMCを受け入れている県でもあります。その企業の基盤の上で、経済の好循環の恩恵を受けようとしています。ますます外国人との共生社会を目指す意義は非常に大きいと考えます。

ちなみに、全国知事会は、11月26日、事実やデ

ータに基づかない情報による排他主義、排外主義を強く否定するといった文言を盛り込んだ宣言を採択しました。

そこで、木村知事にお尋ねします。

県内における外国人労働者の現状と認識について、また、家事支援外国人受入事業の取組への思いについて、お尋ねをいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) まず、県内における外国人労働者の現状と認識についてお答え申し上げます。

本県における外国人労働者数は、厚生労働省の統計によりますと、令和6年10月末現在で過去最多の2万1,437人となっており、年々増加しております。

外国人材は、人手不足を背景に、製造業や医療、福祉、農業など様々な分野で活躍しているのみならず、TSMCの熊本進出を受け、高度人材としても欠かせない状況であり、本県の活力を維持していく上で重要な存在であると認識しています。

一方で、外国人が増えると犯罪が増えるといった根拠のない情報もSNS等で見受けられ、外国人が増えることに対して漠然とした不安を抱えている県民もおられます。このことに私たちは真摯に向き合わなければならないと考えております。

そのため、県民に対する正確な情報発信に加え、外国人材を労働力としてだけでなく、地域社会の一員として受け入れる多文化共生の取組が不可欠です。

県では、昨年9月に、私をトップとする外国人材との共生推進本部を設置し、多文化共生の推進や外国人材の受入れ環境の整備など、関係部局が連携しながら取組を展開しています。

引き続き、日本人も外国人も安心して暮らせる社会の実現に向け、取り組んでまいります。

次に、家事支援外国人受入事業の取組への思いについてお答え申し上げます。

本事業は、国家戦略特区制度の一つとして国が創設し、他の都府県においても活用されている取組です。

本県においても、家事支援サービスが充実することで子育て世代の仕事と育児の両立につながることを期待し、本年9月に国の認定を受けたところでございます。

本事業では、受入れ人材については、出身国等での研修を修了した上で認定資格を取得し、かつ実務経験を有するなど、厳格な資格要件が課されています。

また、家事支援サービスのこの事業者については、日本国内で3年以上の事業実績や事業を遂行するための経済的基礎を有していることなどが要件となっています。

これらの資格要件は、出入国在留管理局や労働局などの国の機関、そして県で構成する第三者管理協議会、ここにおいて厳格に審査を行います。

さらに、第三者管理協議会では、サービスの提供状況などについて報告を求め、随時監査を行い、問題があれば事業者を指導する権限を有しています。

このように、この制度は、県が全く関与できない一般的な外国人材の受入れに比べて、県もしっかりと一定の権限を持って厳格に管理することができる長所があると考えております。

本事業の実施を発表して以降、移民が増えるのではないかといった漠然とした不安に関する御意見が500件以上寄せられたところです。

本事業は、第三者管理協議会による厳格な管理の下、必要な外国人材を5年を上限に受け入れるものであって、決して移民の受入れを促進するものではありません。

県としては、本事業について不安を感じておられる県民に対して丁寧に説明するとともに、今年度中に設置予定の国、県による第三者管理協議会において、外国人材の入国や就労状況などを厳格に管理、審査しながら、事業に取り組みたいと考えております。

議員から御紹介いただきました天草市牛深での26年前からの外国人材受入れに関するお話は、私も大変胸が熱くなりました。

外国から来た方々が、熊本のルールや文化を学び、安心、安全な環境で働き、熊本を好きになって母国にお帰りいただく、そして、母国に帰られても熊本のファンでいてくださったり、場合によっては熊本とのビジネスをしてくださるような、そのような好循環がもっと生まれる熊本でありたいと思います。

この特区事業に取り組みながら、母国からお預かりした外国人材をしっかり管理、審査して、日本人も外国人も安全、安心、かつ心豊かに暮らせる多文化共生社会を目指して取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 外国人の場合に、ある程度日本の習慣も聞いてこられるんですけども、例えば、どうしても夜遅く集団で集まって外でわいわい騒いで食事するとか、こういうことはちょっと日本ではなじまないよとか、細かいことを注意したり、ごみの出す日も決まっているとか、場所とか、こういうことも話していけば、必ず分かってくると、住民との誤解も減っていくのではないかなど。こういうソフト的なものも、しっかり今後はやることによって地域の方の受け取り方も変わってくるのではないかということで、ぜひその辺も努力をしていただければというふうに思います。

じゃあ、次に、5番目でございます。

あらゆる災害の防災・減災対策についてであります。

災害は、いつ、どこで起こるか分からない、この言葉は、災害が起こるたびに誰もが口にする決まり文句のようなものです。

先月25日、夕方6時頃、あの嫌な音が携帯電話から突然鳴り響きました。阿蘇地域を震源とする震度5強を観測した地震であります。

政府の地震調査研究推進本部は、30年以内に80%程度としてきた南海トラフ巨大地震の発生確率を改め、60から90%以上、20%から50%の2種類に変更しました。これは計算方法の違いから併記されたようですが、誰もが後者であってほしいと願うと思うのですが、地震本部としては、防災対策を進める観点から、高い確率を強調するとしています。そして、疑わしいときは行動せよとも発信されています。

本県でも、近年、熊本地震、九州北部豪雨、令和2年の7月豪雨、そして本年8月の豪雨災害など、その都度甚大な被害を受けてきました。

こうした災害からの被害軽減策としては、やはり早めの避難などが功を奏しますが、特に、地震と異なり、台風や大雨の対策は、その発生後にも準備ができることが多くあります。それに不可欠なのが正確な気象情報であり、行政からの速やかな指示が、時には人命を守り、被害を最小限度に抑える結果をもたらすことは言うまでもありません。

例えば、本年8月の豪雨災害で見えますと、内水氾濫による住宅浸水や海岸部に近い農業地帯では、農業施設や機材が被害を受け、熊本市内のような都市部では、多くの車が道路や駐車場で浸水被害に遭い、県下で2～3万台の車が水没し、廃車に追い込まれました。

その原因の一部では、排水機場の故障や能力不足によるものが多く、この情報が早めに分かっていたら、車の移動の判断も早まり、水没を避けられたかもしれません。

そこで、第1点目にお尋ねしますが、やはり災害発生時において一番重要なことは、住民への正確な情報発信や的確な避難等に関する指示になりますが、この発信は基本的には市町村の役割になります。しかし、国や県が管理する排水機場、道路や河川などの情報収集は、国や県がつかみます。また、この情報が市町村に速やかに伝わらなければ、避難行動にも影響し、被害の拡大にもつながるおそれがあります。

そこで、国や県、市町村の連携の現状と情報発信の在り方についてお尋ねをします。

第2点目に、やはり大型の災害が起こった場合、その後の災害復旧が大きな仕事となります。道路や河川等は行政の力で復旧が可能となりますが、個人の敷地や家の中の復興はやはり所有者が行うこととなり、そこで大きな役割を果たすのがボランティアの存在だと思います。

今回の豪雨災害でも、ボランティアによる支援を望む自治体が多くありましたが、被害が大きかった自治体では、状況把握に時間を要したため、ボランティアセンターの開設が遅れたところもあったようです。また、被災地が広範囲であったため、ボランティアの不足や地域間の偏りもあり、不満もあったようです。

そこで、災害復旧の際は、ますますボランティアに対する期待が高まるのですが、ボランティアのさらなる確保に向けた県の取組について、県は今後どのようにしていこうと考えておられるのか、お尋ねをします。

第3点目に、熊本市内の内水氾濫を踏まえ、今後の治水対策について提案をさせていただきます。

す。

今回水没した地域は、坪井川と井芹川の流域に集中しています。短時間に大雨が降ったことにより2つの河川は増水し、あと数時間雨が降り続けますと、多くの箇所ですべりや堤防を越えたかもしれません。

県内で最大級を誇る坪井川遊水地でも満杯になり、遊水地に流れ込む小水路からの流入ができず、内水氾濫の要因となりました。最近の雨の降り方は、河川の堤防のかさ上げや河川掘削では到底対応できません。

そこで、新たな対策として、双方の河川上流部に遊水地を設ける考えもありますが、県の考えについてお尋ねいたします。

以上、1点目は知事公室長、2点目を健康福祉部長、3点目を土木部長にお尋ねをいたします。

〔知事公室長深川元樹君登壇〕

**○知事公室長(深川元樹君)** まず、1点目の本県の災害情報の連携に関しお答えします。

現在、本県では、全国に先駆けて国と県の災害情報を共有するSOBO-WEBSを構築するとともに、市町村との間では、県内統一の共有システムにより、情報の迅速な集約、共有を行っています。

これらのシステムは、構築して終わりではなく、平時から熟練しておく必要があります。県では、毎年7回に分けて全45市町村と合同での豪雨対応訓練を実施するなど、情報共有体制の強化を図っています。

議員御指摘のとおり、排水機場、道路、河川等を含めた災害情報は、関係機関が連携して迅速に集約、共有されるべきであり、さらに、県や市町村では、その情報を迅速かつ正確に住民に発信していくことが重要です。

今回の豪雨災害における初動対応については、

近日中に検証結果の公表を予定しています。この中で明らかになった情報共有や発信に係る課題等については、来年の出水期までに、県及び各市町村の地域防災計画の改定等により改善を行う予定です。

引き続き、国、県、市町村の情報連携を高め、激甚化、頻発化する災害への備えを強化するとともに、より迅速かつ正確な情報発信に努め、住民の予防的避難を促進してまいります。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

**○健康福祉部長(下山薫さん)** 2点目の災害ボランティアについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、災害時にボランティアの果たす役割は極めて重要です。特に、家屋や家財の片づけや搬出などには、多くの方々の力が欠かせません。

今回の豪雨災害でも、10の市町において災害ボランティアセンターが設置され、延べ1万1,000人を超える方々に参加いただきました。

一方、今回の災害対応の経験から、センターの開設やボランティア人材の確保を迅速かつ効率よく進めるためには、平時からの備えが重要であることを再認識いたしました。

そのため、市町村及び社会福祉協議会がセンターの開設候補地をあらかじめ選定することで早期開設を実現するとともに、県としても、ボランティア確保のための事前登録の仕組みづくりを検討し、県民や企業、団体へ広く呼びかけてまいります。さらには、登録ボランティアへの情報提供や研修の実施、被災市町村間の人員調整の仕組みについても、併せて検討してまいります。

加えて、災害時に被災者にとって大きな支えになるのが専門的な知識や経験を持つNPOなどの専門ボランティアであり、こうした団体の活動を調整する災害中間支援組織の役割もまた重要で

す。

本県には、熊本地震を契機に設立されたKVOADという組織があり、全国組織JVOADとともに、本県と連携協定を締結しています。

今回の豪雨災害でも、災害中間支援組織であるKVOADが、ボランティア関係団体が集う火の国会議を連日開催し、行政、社会福祉協議会、KVOADの3者が中心となって活動団体や活動地域の調整を行いました。これは、平時から情報共有を目的とした連携会議や研修、訓練を実施していることによる成果であると認識しています。

今後も、これらの関係団体と連携を図りながら、さらなるボランティアの確保につなげてまいります。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

**○土木部長(菰田武志君)** 3点目の坪井川水系の新たな遊水地を含む治水対策についてお答えします。

坪井川水系は、人口、資産が集中する熊本市中心市街地を流下しており、昭和32年や昭和55年などの水害では、激甚災害に指定されるなど、流域全体で甚大な被害が発生しました。

このため、県では、河川改修による河道断面の確保に加え、坪井川遊水地をはじめとする複数の洪水調節施設を組み合わせた対策と熊本市が取り組む雨水処理などの内水対策と連携して、治水安全度の向上に努めてまいりました。

今回の豪雨では、2日間の総降水量が平年8月の約2倍を記録しましたが、坪井川遊水地において洪水を約100万立方メートルためたことにより、その下流で河川水位を約1メートル低減させるなど、熊本市街地の浸水被害を軽減する一定の効果を確認しました。

しかし、一部の堤防からの越水や内水氾濫による浸水被害が発生したことから、さらなる安全、

安心を確保していくことが必要であると考えています。

一般的に、遊水地の整備に当たっては、住宅地などの保全対象地の直上流に設置することが最も効果的ですが、坪井川の場合は、既成市街地が広がっているため、上流支川も合わせて、様々な治水対策を組み合わせた検討を行ってまいります。

このような状況から、まずは、既設遊水地をより効果的に運用するため、近年の激甚化する雨の降り方の特性を踏まえた機能強化に努めるとともに、今回の豪雨で明らかになった既設堤防の弱点部のさらなるかさ上げなどに取り組みます。

また、主に熊本市西部地区を流下する支川の井芹川につきましても、未改修区間の対策を行うとともに、気候変動を踏まえ、新たな遊水地の可能性も含めて、効果的な対策の検討を進めてまいります。

さらに、水系内の河川監視カメラをこれまでの約2倍に増設し、河川水位計と合わせた情報提供を行うといったソフト対策の充実や、雨水を一時的に地下にためる貯留施設などの内水対策を進める熊本市との連携も強化してまいります。

今後も、坪井川水系の安全、安心の確保に向け、あらゆる関係者と協働し、流域全体の総合力で水害を軽減する流域治水に全力で取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

**○城下広作君** 時間がありませんので、次に行きます。

県立高校の在り方検討についてでございます。

県立高校のあり方検討会は、少子化が進む中、約10年先を見据え、県立高校の学校規模や魅力化について検討するため、2024年7月に設立され、本年9月10日に松下会長から越猪教育長にこれまでの議論をまとめた提言書が渡されました。

その中でも特に注目するのが、人口減少を見据えた学級削減の中で、全校を対象に計画的な学級減を実施することによって、熊本市内の済々黌高校、熊本高校、第二高校、熊本工業高校などの大規模校も今回対象となっています。

私は、以前から、郡部の県立高校が定員割れを起こす原因の一つに、熊本市内の県立高校の大規模定員が関係すると訴えてきました。ただし、定員減を実施するに当たっては、熊本市内の私立高校の定員も視野に入れながら行うべきとも訴えてきました。

今、高校の関係は大きく変わってきました。それは、県立高校の授業料の完全無償化が本年度より始まり、来年度からは私立高校も実質無償化が始まります。これまでは、経済的理由で県立を選ぶ流れが多くありましたが、私立高校の実質無償化となれば、経済的負担も軽減され、施設の充実などから私立に流れるのではとの声が上がっています。

県は、今月2日に、令和9年度に、済々黌高校、第一高校、熊本西高、東稜高校、大津高校の5校で200名、令和10年度に、熊本高校、第二高校、熊本北高、玉名高校、人吉高校の5校で200名と、2年間で県立高校の定員を400人削減することを決めましたが、私立高校との兼ね合いはどうされるのでしょうか。

少子化は公私共通の課題であり、県立高校が令和10年度までに400名減らすとする中、私立高校が減らさないとすると、問題があるのではないのでしょうか。私立高校の定員は経営にも直結することから、慎重な論議が必要と考えますが、これまでの私立高校との協議の状況と今後の方針についてお尋ねします。

次に、郡部の県立高校の定員割れについては、これまでにも学校の魅力化や地域との連携を求め

る声がありましたが、そう簡単ではありませんでした。

そうした現状から、さきの石破内閣は、県立高校の現行の受験制度、単願制からデジタル併願制の検討指示を関係省庁に指示されました。

このデジタル併願制は、これまでの県立高校の1つの高校しか受験できない単願制と違い、受験生が順位をつけて複数校を志願し、共通試験などの結果に応じてその中の1校に合格する仕組みを想定する制度です。例えば、第1志望の熊本市内の県立高校が不合格でも、第2志望の地元県立高校の合格も可能になる仕組みとも言えます。このデジタル併願制の導入について、県の考えをお尋ねします。

以上2点、越猪教育長にお考えをお尋ねいたします。

[教育長越猪浩樹君登壇]

○教育長(越猪浩樹君) まず、1点目の定員問題についてお答えします。

県教育委員会では、あり方検討会の提言等を踏まえ、私立高校全21校と個別の意見交換を行いました。

この中では、熊本市内の少子化の現状を踏まえ、県立高校は計画的な学級減に取り組むため、私立も、特に熊本市内の大規模校を中心に募集定員を減らすことも検討いただきたい旨、説明を行ったところです。

多くの私立高校からは、募集定員の削減は経営の根幹に関わる部分であるとの理由で理解を得ることはできませんでしたが、先月開催された第2回公私立高等学校連絡協議会において、私立高校も令和10年度までは定員を増やす計画はないことが確認されました。

そこで、今月2日、県教育委員会において、令和9年度と令和10年度の県立高校における計画的

学級減の対象校を決定し、公表を行ったところで  
す。

今後の募集定員の見直しにおいては、中学卒業  
予定者数の減少状況や学級減による生徒等への影  
響を考慮するとともに、私立高校とは継続的に協  
議を行いながら、毎年7月の県教育委員会で3か  
年度分の募集定員計画を公表することとしていま  
す。

次に、2点目のデジタル併願制については、受  
験生が複数の県立高校に出願できるため、進路選  
択の幅が広がる可能性もあると考えています。

一方で、熊本市内の県立高校に志願者が集中  
し、郡部の定員割れがより一層進むのではない  
か、生徒の多様な個性と能力が十分に評価される  
のかといった懸念の声もあり、現在、国におい  
て、これらの課題を含め、併願制の整理、検討を  
行っている状況です。

そのため、県教育委員会では、まずは国の動向  
を注視するとともに、他県の事例を参考にしなが  
ら、デジタル併願制について研究を進めてまいり  
ます。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 7番目の質問でございます。

要約して話をさせていただきたいと思います。

児童生徒へのSNSの教育についてでありま  
す。

近年、児童生徒のSNSに係るネット被害が多  
発をしています。大変危惧することが多い部分で  
ございます。

今は、中学生がオンラインカジノをして賭博を  
するという事件もありましたし、トクリュウなど  
の事件にも巻き込まれるということもありまし  
た。

県は、そういうことを踏まえて、しっかりと、  
例えば、児童生徒に対しては、小中学校では、各

教科の授業では、ICTを活用して情報を収集、  
整理、発表する等の学習を行っており、また、道  
徳での授業でも、しっかりネットを使う際のマナ  
ーなども勉強されています。

高等学校においては、必須科目である情報Iの  
授業において、SNS利用の注意点や情報技術の  
適切な活用、炎上に対する——権利の侵害等のモ  
ラルについても？学習をやっておられます。そし  
て、保護者に対しても、保護者と連携を取りなが  
ら、しっかりとSNSに対する家庭の中での話も  
？されています。

しかし、我々大人が教えても、子供たちはさら  
に知識があり、まさに釈迦に説法という状況にあ  
りますけれども、これを黙って見過ごすわけには  
いかないと思います。

今日のSNSに係るトラブルは複雑多様化して  
いることから、これまでのSNS教育に関する取  
組を検証し、さらに対策に力を注ぐべきと考えま  
すが、いかがでしょうか。

また、SNS被害に遭った児童生徒への学校の  
対応も気になります。初期対応が遅ければ、深刻  
な事態になりかねません。現状と対応について、  
越猪教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、SNS教育につい  
てお答えします。

県教育委員会では、SNSやICT端末の安全  
利用を含む情報モラルの向上を図るため、児童生  
徒に対する教育の充実や保護者への啓発、さら  
には教員の指導力の向上等に取り組んできたところ  
です。

具体的には、保護者や教員から随時意見聴取等  
を行いながら、幼稚園、保育所等での親の学び講  
座や情報安全利用に関する出前講座、中学校新入  
学生説明会での講話など、研修の充実に取り組ん

でいます。

また、来年1月には、全ての県立学校及び市町村立学校を対象に、生成AIの利用など、最近学校現場で課題となっている内容を研修に盛り込むことで、児童生徒への指導助言につなげることであります。

次に、学校の対応についてお答えします。

SNS被害に遭った児童生徒は、心に深い傷を負い、心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えることから、スクールカウンセラー等の専門家と迅速に連携して心理的ケアを行うなど、被害に遭った児童生徒の心情に寄り添った支援を行っています。

また、児童生徒や保護者に相談窓口を周知することで、安心して相談できる体制を整えるとともに、犯罪行為として取り扱われるべき重大な事案等の場合は、警察や関係機関等と速やかに連携し、児童生徒の安全確保と被害拡大防止に努めてまいります。

県教育委員会としましては、児童生徒の安全、安心を守るため、今後とも全力で取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 やはり3番目に質問をしていた関係上、2番目にするとちょっと時間の配分を甘く見てしまったという反省をしっかりと踏まえながら、次回のおときには、2番になるか3番なるかわかりませんが、しっかりと対応してまいりたいと思います。

長らくの御清聴、ありがとうございました。  
(拍手)

○議長(高野洋介君) 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時14分開議

○副議長(緒方勇二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

幸村香代子君。

〔幸村香代子君登壇〕(拍手)

○幸村香代子君 皆さん、こんにちは。立憲民主連合・八代市・郡選出の幸村香代子でございます。

午後から質問するのは初めてでございます、さっき、城下県議が、2番目にするのは何か時間の配分が間違ったというお話でしたけれども、私も3番目にするのが初めてで、おまけに6項目上げていますので、なかなか時間配分も考えながら質問をしたいというふうに思います。

まずは1項目め、知事の肥後の引き倒し、土着の宗教発言と地下水保全についてお尋ねをいたします。

知事は、10月8日、福岡市での講演において、熊本県民が地下水を守ろうとする思いを、何とも言えない土着の宗教と表現されました。その後、10月10日に、的確ではない表現であったとして撤回をされましたが、この発言は県民に衝撃を与え、深く傷つけるものでありました。私も、第一報を聞いたときに信じられない思いがいたしました。

知事も御存じのとおり、熊本は日本有数の地下水都市であり、飲料水のほぼ全てを地下水に依存しています。そのため、地下水保全は、単なる宗教的信仰ではなく、生活と文化を支える現実的課題です。県民が生きていく上で必要不可欠なものです。その地下水を大量に使用する半導体企業の進出により、地下水が汚染されるのではないかと、量が足りなくなるのではないかと不安を県民が持つことは当然のことです。

知事の土着の宗教という表現は、県民の真剣な

懸念を非合理的なものとして矮小化し、やゆする印象を与えました。さらに、肥後の引き倒しという言葉まで紹介されたことは、県民が新しい産業に不安を抱くことを否定的に捉えたものであると受け止められます。

知事は、県民をやゆする趣旨はなかったと釈明されていますが、発言の影響は大きく、これからさらにサイエンスパーク構想やシリコンアイランド九州構想の中核を担う熊本であれば、県民に対し、懸念の払拭のために、地下水保全と産業振興の両立について、さらに明確な方針と具体的な説明を行う責任があります。

そこで、以下の点について質問をいたします。県民に対して誠実な答弁を求めます。

なぜ地下水への懸念を土着の宗教と表現されたのでしょうか。また、県民の地下水への思いをどのように理解しておられるのでしょうか。さらに、TSMC進出に伴う県民の不安はまだ払拭されていないと認識していることから、TSMC進出に伴う地下水保全策をどのように取り組まれるのか。

以上3点を知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 幸村議員から御質問いただきました。

3点の御質問のうち、まず、福岡市での講演における私の表現の意図と県民の地下水への思いに対する理解の2点について、あわせて、まずお答えいたします。

私の発言の真意は、地下水に対する私たち熊本県民の思いは、心の奥底にある、理屈ではない大事な価値感、また、長い歳月をかけて根づいてきた熊本の人々の魂そのものであるということ了他県の方にお伝えしたかったということに尽きます。

この講演の直前に他県の方々との懇談の場がありまして、その際に、なぜ熊本は地下水にそこまでこだわるのか、潤沢にあるのだから、どんどん使って企業を呼び込めばいいのではないかなどの発言が聞こえてきたこともありまして、私たち熊本県民には、熊本の日々の暮らしの中で育まれた地下水への特別な思いがあることを代弁したい強い気持ちがあふれ出てしまったものでございます。

10月9日の定例記者会見でも申し述べていますとおり、マイナスのイメージを伴う表現をしたつもりは全くございませんでした。県民の皆様をやゆする気持ちも一切ございません。しかしながら、その記者会見を受けた県内での報道を御覧になった県民の方から、私に注意する御意見がございました。そのことから、このことを正確にお伝えするには的確ではない表現であったと考え、直ちに発言を撤回させていただきました。

このたびの私の発言で不快な思いをされた県民の皆様に対して深くおわびを申し上げます。

そこで、地下水保全対策についてお答え申し上げます。

地下水は、県民生活を支える熊本の宝であり、半導体関連企業の集積に伴い、県民の皆様が地下水に関して見えない不安を感じられていることは私も深く理解しております。

そのため、私は、昨年県知事選に立候補する際に掲げたマニフェスト、くまもと新時代、県民への10の約束の一番手の項目「県民の命と暮らしを守る！」の中で、地下水保全を最重要項目として掲げました。

知事就任後直ちに立ち上げた各種本部の中でも、地下水保全推進本部を真っ先に立ち上げ、この地下水保全推進本部を中心に、地下水の量と質の保全に全力で取り組んでいるところでございま

す。

昨年度までの取組に加えて、今年度、水量の保全については、熊本地域における今後の地下水保全に向けた目標や取組などを示します次期熊本地域地下水総合保全管理計画の策定ですとか、新たに設置した九州の水を育む阿蘇の守り手基金の募集などを進めております。

水質の保全につきましては、他県に例を見ない1万種類を超える規制外物質等に関する継続的な環境モニタリングを行うほか、企業への具体的な使用状況等調査も実施いたしました。河川水質の結果については、専門家委員会からも安心できる状況と考えるとの御意見をいただいております。

また、県民の皆様のご不安を解消するためには、正しい情報発信が重要であり、地下水のリアルタイム配信や水質検査結果の情報発信強化などを新たに実現いたしました。これからも引き続き積極的に取り組んでまいります。

知事選のマニフェストで掲げたとおり、今後とも、私たち熊本県民の宝である地下水を必ず守り抜くという強い使命感の下、県民、企業の皆様などと力を合わせて、地下水をはじめとする熊本の豊かな自然環境の保全と地域経済の発展の両立に向けた取組を具体的かつ強力に進めてまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 私を知る限りにおいて、知事が、初めて県民の皆さんへ謝罪をされたのではないかなというふうに思います。なかなかその時々のおいとか考えを言葉にして正確に伝えるということは難しいものもごございます。県知事という立場になれば、その言葉の重みは、もう重々たるものであるというふうに思います。そんなつもりはなかったということが通用しない立場でもあられるのではないかなということも思います。

これまでの知事の発言、いろいろございました。そういうことがあったこともあって、非常にやはり今回の発言が、なぜまた再びこういった発言をされるんだろうということで、非常に残念な思いがしたことも事実であります。

知事が、御答弁にあったように、不信感を払拭していくということについては、県民の不安の声にきちんと向き合っていく必要があるだろうというふうに思いますし、地下水保全の取組と水質検査、こういったものもしっかりとやって情報公開をしていただきたいというふうに思います。

半導体産業の集積は、今から進んでいきます。そうするときに、地域経済との自然環境の保全、地場産業の共存、これをどういうふうに進めていくのかということがあります。

今非常に、100年に1度のビッグチャンスだということで、そのことに非常に前のめりになっていく風景があります。確かに、このチャンスを捉えなければならぬとも思いますが、やはりいろんなリスクもあると。そのリスクにきちんと向き合っていただくことが、今回の発言の不信感を払拭することにつながっていくのではないかなというふうに思いますので、しっかりと見極めていただきたいというふうに思います。

次の項に移ります。

長射程ミサイルの配備に係る説明会開催と見直しを求める民意についてお伺いをいたします。

11月9日、長射程ミサイルが配備される健軍自衛隊駐屯地に近い健軍商店街で、1,200名規模の反対集会が行われました。熊本県内各地からの参加者、また、外国からの参加者もあり、リレートークでは、地元の方たちが声を上げられました。このような国の政策に対して、地元の方たちが不安の声を上げられるというのは非常に勇気が要ることだったろうなというふうに思います。それ

だけミサイル配備に対して危機感と不安感を持たれていることだと思います。

また、自衛隊とともに生活がある地域です。だからこそ、自衛隊の皆さんも、近くにあるから守りたい、自衛隊の皆様を守りたい、そういう思いがリレートークの中にあふれていました。生活圏のど真ん中、学校や病院があり、民家が密集する中に、長射程ミサイルが、住民に何の説明もなく配備されることに危機感と怒りを覚えない方はいないと思います。

これに先立ち、11月7日には、県内の大学教授でつくる立憲主義を未来へつなげる大学人の会くまもとが会見を開き、長射程ミサイル配備計画は憲法違反であり、住宅地に位置する健軍駐屯地の立地には問題があり、国や県は説明責任を果たしていないとして、配備撤回を求めました。

そのほか、政党やNPOなど多くの団体が申入れを行われています。24日には、熊本市青年会館で400人規模の集会があり、各県からの報告で、改めて、抑止力や防衛力強化の名の下に、各地で軍備と言える状況が進んでいることを知りました。

国においては、安全保障関連3文書の改定議論が加速し、27年度としていたGDP比2%の防衛費を今年度中に前倒しし、さらに増額し、防衛装備の拡大を進める様子にあります。弾薬庫の設置や防空ミサイルの輸出検討など、なし崩し的に進んでいる様子があります。本当にこのまま突き進んでいいのかと不安になります。

高市総理の台湾有事発言で、中国をはじめとする世界に緊張が高まっています。このことが、長射程ミサイルへのさらなる不安につながっているのだと思います。

知事は、9月議会で、国防は国の専管事項であり、是非を判断する立場にないと答弁をされてい

ます。権限はないにしても、自治体の長として、県民の声を国へ届けることはできるはずですが、県民の暮らしと命を守ることが知事の責務です。そうであれば、長射程ミサイル配備が県民の命と暮らしを守ることになるのか、いま一度お伺いをしたいと思います。

長射程ミサイル配備について、県民の間に広がる不安と懸念をどのように受け止めておられるのか、また、国に対して住民説明会の開催を強く求めていただき、実現しないのであれば配備の見直しを求めるお考えはないのか、お尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) まず、県民の間に広がる不安と懸念についての受け止めについてお答えいたします。

私は、戦争の惨禍を決して繰り返さないよう、さきの大戦の反省と教訓を踏まえ、国の積極的な外交努力により国際社会の平和と安定を築くことが重要であると考えます。

一方で、現在我が国を取り巻く安全保障環境下においては、他国の脅威から国民の安全と国土を守るため、国による防衛力強化の取組が進められているものと認識しております。

また、今回の健軍駐屯地へのスタンドオフミサイルの配備については、不安などを感じる県民がおられることも認識しております。

国においては、本県からの要望を踏まえ、Q&Aの掲載や相談窓口の設置など、県民の不安解消に取り組んでいただいています。

今後も、県民の不安解消のため、分かりやすく丁寧な説明をしていただきたいと考えております。

次に、国に対して住民説明会の開催を求めることや配備の見直しを求めることについてお答え申

上げます。

今回のスタンドオフミサイルの配備は、国の防衛力強化の取組の一環として、国や国会においてこれまで議論され、結論が出されたものでございます。

国防に関することは国の専管事項であり、私はこの配備について判断する立場にはなく、住民説明会の開催も含め具体的な説明手法については、国が判断されるものと考えております。

県としては、県民の方々から寄せられる御意見や御要望について、その都度しっかりと国にお伝えしております。

今後とも、国に対して、分かりやすく丁寧な説明に加え、運用に当たっての安全対策の徹底や住民生活に配慮した取組なども、地元熊本市とも連携して求めてまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

**○幸村香代子君** これまで防衛力を強化するということについては理解しております。しかし、今回配備される長射程ミサイルは、射程距離1,000キロとされ、上海まで届くものです。敵基地攻撃能力を持つものであり、明らかに憲法から見ても問題があります。

知事の御答弁の外交努力による国際社会の平和と安定を築くことが重要であるということ、そして、防衛力の強化の取組が進められているという認識は、私も同じように持っています。しかし、その先が問題なんだろうと。そこまでは、多分一緒なんです。ただ、その平和を守るため、そのために、じゃあ、次の段階に何をするのかというところが、やっぱり違うんだらうと思います。武力を持つことについては反対をいたします。

先ほどもお話をしましたが、県知事の最も基本的で重要な責務の一つは、県民の命、暮らし、そして財産を守ることです。これは、地方自治の根

幹をなす原則であるというふうに思います。であれば、国の専管事項ということで、ミサイル配備に関して判断する立場にないというお答えはいかなものかというふうに思います。ミサイル配備に不安を感じる県民がいることを認識しながら、このまま配備が進められることに異を唱えない、これでよいのでしょうか。県民の意見や要望は届けていて、具体的な説明手法は国が判断するものだとおっしゃいます。

熊本県や熊本市の要望を受けて、九州防衛局は、電話による相談窓口の設置、Q&Aのホームページへの掲載、昨日は、ホームページをリニューアルして案内を強化したとの報道がありました。しかし、求められているのは、対面による説明会です。

知事におかれましては、いま一度、県民の不安の声に寄り添っていただくことをお願いしたいというふうに思います。

また、立憲民主党県連としては、反撃能力を有する長射程ミサイルは専守防衛を逸脱するものとして、保有も配備も、全てにおいて反対することを機関決定いたしました。そして、このことを党本部へも反対を求める要望書を提出いたしました。

今後も、県民の皆さんとともに、平和な地域社会をつくる活動に取り組んでまいりたいと思います。そして、この項を終わります。

次の質問に移ります。

子供たちを性被害から守ることについて質問をいたします。

まず、学校における取組について伺います。

令和5年6月、内閣府男女共同参画局がまとめたこども・若者の性被害に関する状況等によりますと、若年層、16歳から24歳の4人に1人以上、26%が言葉、視覚、身体接触、性交、情報ツール

による性被害に遭っています。また、被害者の約半数が誰にも相談していないと答えています。

各都道府県に設置されている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数は年々増加傾向にあり、令和4年度は、前年比7.4%増の約6万3,000件であると報告されています。

本県で、県の委託を受け、24時間、性暴力被害者の相談に対応されているゆあさいどくまもとさんの記事が、21日、新聞に掲載されました。記事によると、24年度の相談件数は1,439件で、10年前の開設時と比較すると2倍以上に増えており、年代別では10代の児童生徒が約4割を占め、学校内での被害が多いということでした。近年の特徴として、スマホやタブレット端末を介した被害が増えているとのことでした。

先日、先生がグループラインで盗撮画像を共有していたとのニュースは、教育関係者や保護者の皆さんなどに大きな衝撃を与えました。また、本県でも、生徒とのメールのやり取りや不同意わいせつなどの事件が起きています。被害者に徹底的に寄り添うことがまず必要だと思いますし、先生と生徒という立場を利用したの犯罪に対して厳しい処分が必要だと思います。

学校現場では、大多数の先生方が真面目に児童生徒に向き合い、多忙を極める中、工夫を凝らした学習会や講演などに取り組まれています。現場で性被害や性暴力が起きたときに、個別に対応していく大変さも抱えておられます。加害者が同僚である場合もあり、現場の負担はますます大きくなっていることが懸念されます。

そこで、教育委員会として、教職員による性犯罪、性暴力を防ぐ取組、また、事件が起きたときの対応、また、処分の考え方を教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 児童生徒を守り育てる立場にある教職員が立場や関係性を利用して行う性暴力は、児童生徒の尊厳を深く傷つけ、教育への信頼を根底から揺るがす重大な問題で、断じて許されることではありません。

しかしながら、本県においても残念ながら児童生徒に対する盗撮等の事案が発生しており、私自身も真摯に反省するとともに、児童生徒が被害者となるような事案を二度と起こさせはならないというふうに思っております。

現在、県教育委員会では、学校における性被害の防止に向け、研修の充実、早期発見・早期対応、被害者への寄り添い、厳正な対応を4つの柱として、総合的に取り組んでいます。

まず、研修の充実については、不祥事防止研修テキストやわいせつ防止研修テキストを用いて、具体的な事例や留意点を共有する実践的な研修を実施し、日常的な指導場面における未然防止の意識の向上を図っています。

次に、早期発見・早期対応については、管理職に対して、研修や会議等あらゆる機会を捉えて、不祥事を許さない職場環境づくりや適切な早期対応を行うなど、早期発見・早期対応に関する重要性の周知徹底を図っています。

さらに、被害者への寄り添いについては、学校で児童生徒が被害者となるような事案が発生した場合、スクールカウンセラーを派遣し、まずは被害児童生徒の心身の安全を守るとともに、他の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるような体制を整えています。

最後に、厳正な対応については、令和4年に施行された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律を受け、令和6年に改正した懲戒処分の指針に基づいて、厳正な対応を取ること

を各学校に周知徹底しています。

県教育委員会としては、教職員が児童生徒と私的なメールやSNSでのやり取り禁止等を徹底するとともに、引き続き、学校における児童生徒の性被害を根絶するという強い意思を持って取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 子供たちが安心して学べる場所、また、1日の大半を過ごす学校という場所で、本当に性被害が増えている、性暴力が増えているということに対しては、本当に心配な状況だというふうに思います。

教育委員会におかれては、現場の状況にしっかりと対応していただきたいというふうに思います。そして、表に出てくるのは本当に氷山の一角というふうに言われます。早期に発見するために、子供たちが相談できる体制づくり、そして、被害が起きれば、徹底した被害者に寄り添う対応が必要だと思えます。

教育長が冒頭お答えになったように、先生と生徒という権力と立場を利用した性暴力は決して許してはならないと思えます。

懲戒処分に関しては、令和6年に指針が改正されたということですが、しかし、何らかの性加害を加えた教職員が再び教職に戻れる、この処分はやっぱり軽いんだろうというふうに思います。昨年改定されたばかりではありますが、問題があれば、やはりさらなる厳格化も御検討いただくようお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

児童養護施設における対応についてお伺いをいたします。

2025年3月の定例会で、同じ会派の岩田智子県議が、熊本市内の児童養護施設での性虐待について質問をされ、施設で暮らす子供たちの安心、安

全を守るため、また、健やかな成長を保障するために、熊本県の取組と姿勢を問われています。

この事件の余波も残る2025年11月20日、県北の児童養護施設で24歳の女性が、14歳から19歳の間、施設の職員から性暴力を受けていたとの記事が掲載をされました。女性は、2025年6月に、施設側に計2,200万円の損害賠償を求める訴訟を起こし、マスクのみという顔出しで記者会見を行っています。加害者は施設の男性職員で、父親のように慕っていたと言います。避妊はされず妊娠し、中絶させられています。

加害者は、2021年11月に児童福祉法違反の容疑で逮捕され、2022年7月に懲役1年10か月の実刑判決が確定しています。あまりの刑の軽さに驚きます。

加害者が逮捕されても施設側からの謝罪はなく、弁護士による面会の場が設けられましたが、破談に終わり、今回訴訟を起こすことになったということです。彼女がなぜここまで追い込まなければならないのか、強い憤りを覚えます。

女性は、マスク着用の顔出しで記者会見を行った理由を、性被害を受けたことを隠さなければならないという世の中の風潮がおかしいんだ、そして、無関係の子供たちが誹謗中傷されることを食い止めたかったと述べています。

言うまでもありませんが、児童養護施設は、保護者のいない子供や虐待を受けているなど家庭で養護を受けられない子供が、家庭に代わる生活の場として入所する施設であり、安心して健やかに暮らせることが保障されなくてはなりません。施設で暮らした子供たちは、施設を出ても、成人式や結婚など、その折々にうれしそうに報告をしに施設に来てくれるそうです。

施設で再び虐待を受け、居場所を奪った今回の事案は、到底許されるものではありません。

今回、立て続けに報道された事案に、県としてもしっかりと対応していく必要があると考えますが、県の認識を健康福祉部長にお伺いをいたします。

また、事件の公表を行う必要があるのではないのでしょうか。児童養護施設内の性的虐待に関しては、公にすることで、本人と在園する子供たちへの二次被害が起きるといった懸念の声が根強くあります。しかし、そうしてきたことが、今回のような現状を生んでいるのではないかと思います。

県立の学校で起きたこういった性加害の事案については、教育委員会が公表と謝罪、処分を行っています。しかし、児童養護施設に関しては、公表も謝罪もされません。子供たちの施設での暮らしが安心なものになるように、どのようにできるかも含めて公表の在り方を検討する必要があるのではないかと、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

**○健康福祉部長(下山薫さん)** 本来、子供たちの安全、安心な生活が保障されるべき児童養護施設で、その安全が脅かされる事態は決してあってはならないことです。県としては、未然防止に重点的に取り組む必要があると考えています。

具体的には、入所児童への虐待事案の発生状況等を踏まえ、令和5年度から、県内全ての児童養護施設等を対象として、施設内での虐待の未然防止に特化した研修を実施しています。この研修では、児童と直接関わる職員だけでなく、施設長などの管理職員も対象とし、職員と児童のしっかりとした信頼関係の構築や、不適切な対応が起きにくい透明性の高い組織体制づくりなどを学べるカリキュラムを設けています。

また、家庭内での虐待により心身の安全が守られてこなかった子供は、自身が傷つけられている

ことを自覚しにくい傾向にあります。そのため、児童相談所職員は、子供を保護した時点で、施設内では子供の安全が最大限守られるべきこと、そして、生活する中で生じた疑問や不安などは遠慮せずどの職員に相談してもよいことを丁寧に説明しています。

さらに、児童相談所職員による面談に加え、子供の意思表明をサポートする専門家、いわゆるアドボケイトを児童養護施設等に定期的に派遣し、子供たちの小さな声にも耳を傾ける取組を行っています。

このように、支援に関わる大人の意識を高め、子供たちの声を聞き逃さないための仕組みが入所児童に対する虐待の防止につながるものと考えています。

次に、施設内で発生した虐待事案の公表についてですが、児童福祉法等において、毎年度、虐待の種別や類型別の件数などといった所定の項目を公表することが義務づけられており、本県でも当該法令に則した公表を行っています。国のガイドラインによると、個別事案の公表に当たっては、被害児童や他の子供たちへの影響に配慮が必要とされており、県としても個別事案の特定につながる情報の公表には慎重を期すべきであると考えています。

このため、個別事案の公表については、子供たちの権利擁護を最優先に、社会福祉審議会の意見や社会的な影響、再発防止策としての必要性なども踏まえ、適切に判断を行ってまいります。

児童養護施設が子供たちにとって真に安全、安心な居場所となるために、子供たちを守る体制づくりにしっかりと取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

**○幸村香代子君** お答えをいただきました。

未然防止に重点的に取り組む必要性、これにつ

いては十分に理解をしています。だけど、今回やっぱり問題だというふうに思うのは、被害者救済の在り方なんです。だから、謝罪と公表というお話をしました。被害者は、精神的、身体的、思考的など様々なトラウマを抱えます。そして、それは長期的に及びます。見かけはどうもなくとも、何かのきっかけで、やっぱりフラッシュバックしていくと。そういう人たちは、日常生活もままならない人たちもたくさんいます。長期の児童養護施設にいたときだけではなくて、そこから出た後の長期的なサポートも必要になるんです。そのための体制が必要だというふうにお話しします。しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

今回お話しした県北の事例は、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第7章62条に明らかに違反しています。入所している子供の安心が守られず、健やかな成長が保障されていないことは条例違反です。このことを取ってみても、違反した関係者は謝罪しなければならないのではないのでしょうか、そのように考えます。そして、それは公表の在り方をしっかりと検討する必要があるのだと思います。

鳥取県の児童自死事案に関する再検証報告書公表版というのがあります。これは、担当課にも、絶対読んでくださいねということでお話をしました。

令和3年8月に児童養護施設で発生した児童の自死事案について検証を行うために、県が外部識者による検証チームを設置したんです。ここから始まっています。その中で、この事案をどのように扱うのか、公表をどのように行うかなど詳細に検討され、記録が残っています。ぜひ、このことを熊本県も検討いただきたい、見ていただきたいというふうに思います。

今回、公表については、子供たちの権利擁護を最優先に、当然です。社会福祉審議会の意見や社会的影響、再発防止策としての必要性、だから必要だというふうに言っています。それを踏まえて適切に判断を行っていくとの御答弁でした。だから、適切に判断を行っていただきたいというふうに思います。どのような場合に公表するのか、謝罪するのかしないのか、どのような公表の方法があるのか等、検討いただきたいというふうに思います。

権力を持つ大人と子供という力関係の中で、まして、施設しか行き場のない子供に対して性暴力が行われることに憤りしかありません。徹底的に被害者に寄り添うという姿勢で対応いただくことをお願いして、この項を終わります。

周産期メンタルヘルスについて伺います。

妊娠、出産は、ホルモンバランスの変動や役割の変化など、身体的、心理的に大きな負担を伴う時期です。また、母親になる不安や育児に対する不安、社会とのつながりも希薄化してきますし、孤独感も感じやすくなります。日本では、妊産婦の自殺が社会問題化しています。産後鬱への早期介入が本当に重要視されています。

このように、妊娠、出産期の女性の心の健康を守るために、周産期メンタルヘルスへの取組が不可欠であり、母親の自殺予防や児童虐待防止にも直結します。

熊本では、県立こころの医療センターで専門外来が設置されるなど、取組が進められています。このことを私は本当に大きく評価をしています。

そこで、今年4月に開設された県立こころの医療センターでの産後うつ外来の現状と課題について、病院事業管理者職務代理者に伺います。

また、県の周産期メンタルヘルスの必要性和今後の方向性について、健康福祉部長に伺います。

続けてお願いをいたします。

〔病院事業管理者職務代理者 鎌本亮太君 登壇〕

○病院事業管理者職務代理者(鎌本亮太君) 県立こころの医療センターでは、当センターの中期的経営指針である第4次中期経営計画に基づき、県立の精神科医療機関として、政策的に取り組むべき課題に積極的に対応することとしています。

このような中、心の不安や悩みを抱える妊産婦が安心して出産、育児ができるよう、熊本大学病院等と連携し、今年4月に産後うつ外来を新たに開設し、精神的ケアが必要な妊産婦に対する支援を始めたところです。

現状としては、火曜日を除く平日に、周産期メンタルヘルスの担当医師による外来診察を実施しており、10月末時点で、延べ170名、実人数で30名の方が受診されています。

また、診察に当たっては、看護師や心理士、精神保健福祉士等との連携が欠かせないことから、多職種による定期的な勉強会の開催等を通して、センター全体での支援体制の底上げにも取り組んでいます。

課題としては、当センターの医師不足が続く中で、担当医師1名のみで診察に当たっており、その負担が増していることから、安定した診療体制の確立に向けたさらなる医師の確保、育成が必要です。

また、母子同伴で受診されるケースが多いことから、助産師等による母子の健康管理や育児への助言等を通じた支援についても検討を進めていくことが重要です。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、メンタルヘルスに悩んでおられる妊産婦の方々に寄り添うことができるよう、県立の精神科医療機関としてその役割を果たしてまいります。

〔健康福祉部長 下山薫さん 登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 2つ目の周産期メンタルヘルスの必要性と今後の方向性についてお答えします。

妊娠、出産は人生の一大イベントであり、周産期は、身体的、心理的に大きな負担を伴い、不安定になりやすい時期でもあります。

議員御指摘のとおり、特に、母親の精神面の不調は、子供への愛着形成や健全な発達などにも影響し、子供への虐待の誘因にもなることから、周産期におけるメンタルヘルスクアは重要であると認識しています。

妊娠から出産後までの支援として、まず、市町村が設置するこども家庭センターにおいて、妊娠の届出時から、保健師や助産師等による面接相談や訪問支援を実施し、切れ目のない支援を行っています。

加えて、産科医療機関においては、産後1か月健診の際に産後鬱スクリーニングを実施し、その結果、リスクが高い母親については、その情報を市町村と共有し、保健師等の支援につなげています。また、精神科への受診の必要性が高い方には、さきの答弁にありました県立こころの医療センターの産後うつ外来などを紹介しています。

県としては、周産期メンタルヘルスに携わる保健師や助産師等の人材育成のための研修を実施しており、今後も充実を図ることとしています。

今後の周産期メンタルヘルス対策の推進に当たっては、妊産婦の受入れが可能な精神科医療機関の拡充なども含め、関係機関との連携強化が重要であると考えており、県医師会との意見交換を始めたところです。

引き続き、市町村や関係団体と連携して、安心して妊娠、出産ができる環境づくりに取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

○幸村香代子君 先日、こころの医療センターで開催されたこころうきうき祭りにお邪魔をいたしました。お天気にも恵まれて、600人の来場者があったとの御報告も受けました。御家族連れも多くて、本当に地域に開かれた医療機関としての役割を果たしておられることを改めて感じたところでした。

その折に、施設も見学をさせていただいて、周産期外来の待合室とか診察室とかミーティング室なんかも視察させていただきました。本当に空きスペースを利用して整えられたんだなということがうかがえるようなものでした。

担当医1名のみということで、本当に医師の確保、育成が課題であるということをお話いただいたところです。県としても、その辺りの対策というか対応を、しっかりと県医師会と意見交換を始めて、充実させていくというようなことだっただろうと思います。

医師不足の深刻さというのは重々承知しております。しかし、妊娠、出産した女性のサポートの充実というのが、まずは、そのこどもまんなかであるとか、少子化対策であるとかといったところで、本当に充実させなきゃならない部門じゃないかなというふうに思います。安心して子供を産める環境、これが年々厳しくなっています。

このような中で、県のこころの医療センターの産後うつ外来は、安心が担保される大切な病院でありますし、地域の様々な医療機関、また、活動されているような団体とも連携をしながら取り組んでいける、そんな大切な機関だというふうに思います。安定的に医療が届けられるような取組をお願いしたいと思います。

次に移ります。

定時制、通信制差別を二度と起こさないための

取組について伺います。

2025年度の定時制高校在籍者数は419名、通信制は900名を超えております。年々増加傾向にあります。様々な入学動機で自分の学ぶ場所を求め、日々学業と仕事を両立させながら、高校卒業の資格を取得するために努力を重ねられています。また、将来の夢をかなえるために、定時制や通信制を選択する生徒も増えており、環境整備が急がれます。

そのような中で、2024年6月に、熊本市、熊本県主催での高等学校と企業との意見交換会において、定時制、通信制の生徒に対する18年間に及ぶ就職差別と取られかねない事案が発覚しました。この意見交換に参加希望がある企業に対して、事前アンケートで、定時制、通信制からの受入れの可否について尋ねていたというものです。

就職に当たって、定時制、通信制の生徒と全日制の生徒を区別して取り扱うことは決してあってはならないことです。根強い差別意識があるということも浮き彫りになったのではないのでしょうか。

そこで、この発覚からどのような改善が図られてきたのか、また、今後の取組について、商工労働部長に伺います。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 議員御指摘のとおり、熊本市と県の主催で昨年6月に実施しました高等学校と企業との意見交換会における県内企業への事前アンケートにおいて、定時制、通信制高校からの受入れ可否を尋ねる設問がありました。

これは、就職に当たって、定時制、通信制高校の生徒と全日制の生徒を区分して取り扱うもので、定時制、通信制高校の生徒に対する就職差別にもつながりかねない不適切な設問であったと深く反省をしております。

今回問題が発生したのは、職員の人権意識が不十分であったことが原因であると認識しております。

このため、同様の問題が生じないように、人権意識を高めるため、今回の事案を取り上げた上で、人権尊重の考え方について全所属を通じて職員に通知をいたしました。

また、今年度は、意見交換会のアンケートから定時制、通信制高校に関する設問を削除するとともに、全職員を対象とした特定課題研修等におきまして、改めて当該事案を紹介し、人権意識の徹底に努めているところです。

さらに、民間事業者を対象として、県、熊本労働局及び各ハローワークとの共催により、県内6か所で開催する公正採用選考人権・同和問題啓発推進員研修会などの機会を通じまして、人権意識の啓発を進めています。

今後も、このような取組を通じて、県全体の公正な採用選考をはじめとする様々な場面における人権意識の醸成にしっかりと取り組んでまいります。

〔幸村香代子君登壇〕

**○幸村香代子君** 昨年の事案発覚から改善が図られてきているということを改めて確認をさせていただきました。そして、人権教育なども含めて、しっかりと研修をやっているというお話でした。

これは、多分企業と職員にも問題があったかもしれないが、学校にもやはり問題があったらうなというふうに思います。やはりこのことを、やっぱり10何年間気づかずにいたということについては、やはり学校側も改めてしっかりと就職差別であるとか、やっぱり定時制、通信制の子供たちの人権の問題であるとか、こういったことに学校もきちんと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

先ほど紹介しましたように、定時制や通信制で学ぶ生徒も増えてきています。今年あったことですが、公共交通機関のダイヤ改正時も、夜間の定時制に通う生徒の帰宅時間に配慮をお願いしたいと思っておりますし、養護教諭の配置も進めさせていただきたいと思っております。全日制で配慮されることは、まず、定時制、通信制への配慮が可能かどうかということ、しっかりと同じように併せて検討させていただきたいというふうに思います。

最後の質問に入ります。

国家戦略特区制度、家事サービスに従事する外国人の受入れについて伺います。

この事業については、くまもと新時代共創総合戦略の具体的施策として記載をされています。

その位置づけは、ビジネスの国際化、国際交流の促進とあり、その具体策として、外国人労働者も含めた子育て世代の仕事と育児の両立支援にもつながる外国人による家事代行サービスについて、ニーズを踏まえ、国家戦略特区の活用による導入を検討しますということで記載がしてあります。

また、10月29日、知事の定例記者会見の記者とのやり取りの中で、熊本で外国人を従業員として雇うような企業が増えてきており、そうした企業が、福利厚生で従業員向けのベビーシッターとかお手伝いさんとして外国人を雇いたいというニーズがあるし、それ以外に、日本人でも外国人の家事支援を受け入れたいということがあるかもしれないとお答えになっています。そして、家事支援の事業が人材不足で成り立たない現状もお話しになっています。その上で、事業をやりたいという企業もあり、モデルとして始めてみたいというようなお話をされておりました。

現在、熊本県に在住している外国人は、2024年度末で2万9,385人となり、前年より3,796人、

14.8%の増加となっています。以前から、共生社会の実現のために、県をはじめ各自治体に相談窓口を設置することや、地域社会においては、共に暮らす一員として、本当に身近な関係性をつくられてきたということを八代市でも見てきております。

しかし、最近、外国人を排斥するような動きも見られます。この動きは、熊本県で暮らす外国人の暮らしも脅かすものであり、このような現状も踏まえ、今回の制度を円滑に進めていくためにどのような対応をされていくのか、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

**○商工労働部長(上田哲也君)** 家事支援活動を行う外国人については、現行制度では、外交官や研究者、法律分野等の専門職である高度外国人材が雇用する場合にしか入国及び在留が認められていません。

一方で、本事業は、国家戦略特区制度を活用することにより、出入国在留管理局や労働局等の国関係機関や県で構成する第三者管理協議会による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国や5年を限度とする在留が可能となる制度でございます。

先行する他の都府県においても、サービスを利用する世帯が年々増加しており、本県においても、県内の家事支援サービスが充実することで、子育て世代の仕事と育児の両立につながることを期待して、この制度を活用することとしました。

本事業の特徴は、外国人材の受入れと企業によるサービス提供について、厳格な要件や受入れを管理する体制を構築した上で実施する点でございます。

なお、議員御指摘のとおり、SNS等では、外国人が増えると犯罪が増えるといった根拠のない

情報もあり、外国人が増えることに対して漠然とした不安を抱えている県民もいらっしゃいます。

そのため、県民に対しては、正確な情報発信に加えて、外国人を地域社会の一員として受け入れる多文化共生に向けた意識の涵養が不可欠であると認識をしています。

そこで、県では、外国人材が地域社会へ溶け込んでいけるよう、地域の文化・伝統行事体験や地域住民との交流事業などを支援しています。

事業を実施した団体からは、外国人の方と交流し、異国の文化に触れることで地域住民との距離が縮まり、とても有意義だった、また、地元参加者からも、外国のことを知れてよかったと好評をいただいております。

県としては、多文化共生の意識醸成を図りながら、家事支援外国人受入事業については、本年度中に設置します第三者管理協議会において、厳格な管理、審査体制の下、実施することとしています。

県民に対しても、本事業の趣旨を御理解いただくとともに、不安解消につながるよう随時実施状況等の公表を含め、丁寧に説明をしながら取り組んでまいります。

**○副議長(緒方勇二君)** 幸村香代子君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔幸村香代子君登壇〕

**○幸村香代子君** 子育て世代がこの家事支援サービスをどれくらい利用されるかということについては、やっぱり金額の問題いろいろあるので、不透明だとは思いますが、まず、そのサービス事業者の人手不足を解消できるということとか、利用したい人たちが利用できるということについては理解をするところでもあります。

ただ、今私が希望するのは——昨日か一昨日の

新聞だったと思うんですが、外国人労働者の労災による死傷者数が、2024年に初めて6,000人を超えたという報道です。労災認定をされない外国人労働者も多くいるということは考えられますから、本当に、病気やけが、また、仕事先や地域でのトラブル、こういったことが、やっぱり熊本でも起きているのではないかと、いや、起きているんだと思います。だけん、そういったところにもきちんと対応することをしていかなきゃいけないんじゃないかと思えます。

11月26日の全国知事会では、多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言をまとめられました。1番、多文化共生の推進、2番、ルールに基づく共生と安心の確保、3番、正確で積極的な情報発信という構成になっております。ぜひ、これを基に具体化を進めていただきたいというふうに思えます。

いずれにしても、せっかく熊本を選んでくださる方たちに、安心して仕事や日常生活を送っていただきたいというふうに思いますし、熊本を選んでよかった、そう思っていたくような環境整備をさらに進めていただきたいというふうに思えます。

○副議長(緒方勇二君) 所定の時間を超えていますので、発言を終了願います。

○幸村香代子君(続) 以上をもちまして私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(緒方勇二君) 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明5日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時15分散会